健康で安全、安心な暮らしづくり

政策

I 健康づくりと医療、福祉の充実

- 1 医療の充実
- 2|健康づくりの推進
- 3 | 食の安全確保と食育の推進
- 4 スポーツの振興
- 5 地域総合福祉の推進
- 6 高齢者福祉の充実
- 7 障害者福祉の充実

Ⅲ 豊かで快適な環境の保全

- 8 自然環境の保全
- 9 生活環境の保全
- 10 循環型・脱温暖化社会の構築
- 11 水資源の保全と活用

Ⅲ 安全・安心な暮らしの確保

- 12 生活交通の確保
- 13 住環境の整備
- 14 雪に強いまちづくり
- 15 県土保全の推進
- 16 防災・危機管理体制の充実
- 17 防犯対策の推進による安全なまちづくり
- 18 生活の安全の確保

1 医療の充実

政策目標 (政策の目指すべき成果)

誰もがけがや病気の状況に応じて、身近な地域で必要なときに安心で質の高い、患者本位の医療 を受けることができること。

| 重点施策・主な | 事業等 |
|----------|---|
| 重点施策 | 主な事業等 |
| (1)医療提供体 | ■分担と連携による地域医療サービスの提供 |
| 制の整備充実 | ● 新医療計画の策定 (H19) |
| | • がん対策、救急医療対策など主要な事業ごとの医療連携体制の構築に関する研修・普及啓発 |
| | (郡市医師会への委託) |
| | • 県医師会、県歯科医師会の行う地域保健医療推進事業に対する助成 |
| | ● 訪問看護ステーションの開設に伴う設備整備に対する助成(再掲) |
| | • 地域リハビリテーション支援センターを中心とした地域リハビリテーション支援体制の整備 (再掲) |
| | • 救急医療に係る病院群輪番制度の普及・啓発 |
| | • 健康危機管理対策調整会議の開催 |
| | • 国民健康保険の安定的な運営への支援 |
| | ■公的病院の機能の重点化、疾病別専門医療機能の充実 |
| | • 公的病院等の施設・設備の整備に対する助成 |
| | • 第三次救急医療を担う救命救急センター、基幹災害医療センター、総合周産期母子医療セン |
| | ター、県がん診療連携拠点病院等としての県立中央病院の充実 |
| | ■「富山型」がん診療体制の整備・充実 |
| | ● 県がん診療連携拠点病院(県立中央病院)・地域がん診療連携拠点病院(県内7公的病院) |
| | に対する補助等の支援 |
| | PETセンターと県・地域がん診療連携拠点病院の連携体制の整備 |
| | ● PETセンターを整備する株式会社への出資等の支援 |
| | ■高度医療機器の整備 |
| | • 公的病院等の設備の整備に対する助成(再掲) |
| | ● PETセンターを整備する株式会社への出資等の支援(再掲) |
| | ■医薬分業の質的向上 |
| | • 医薬分業に対する啓発 |
| | • 県薬剤師会の行う「かかりつけ薬局機能強化事業」に対する助成 |
| | ■救急医療体制の整備・充実 |
| | • 病院群輪番制等の整備充実 |
| | ・4医療圏における病院群輪番制病院の運営に対する助成 |
| | ・地域救命センター(黒部市民病院、市立砺波総合病院)の運営に対する助成 |
| | ・救命救急センター(厚生連高岡病院)の運営に対する助成 |
| | ・休日夜間等における歯科救急医療の実施 |
| | ・精神科救急医療の推進(再掲) |
| | ・自動体外式除細動器(AED)の普及啓発 |
| | |
| | |
| | |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|---------------|---|
| | • 小児救急医療体制の整備充実 |
| | (・地域救命センターにおける小児救急医療に対する助成 |
| | ・母子医療センターの充実など周産期医療体制の整備(再掲) |
| | • 周産期医療体制の整備充実(再掲) |
| | ・総合周産期母子医療センター(県立中央病院)の運営 |
| | ・周産期医療体制に関する検討会議・研修会の実施 |
| | ・周産期医療システムによる応需情報の提供 |
| | ・新生児集中治療管理室(NICU)、母体・胎児集中治療管理室(MFICU)の整備促進 |
| | (・ハイリスク妊産婦共同管理の推進) |
| | ◆ へき地医療体制の整備充実(************************************ |
| | (・へき地医療拠点病院の施設・設備整備、運営に対する助成) |
| | 立山室堂における山岳診療所の開設・運営 思味 金味 思味なばなの世界 |
| | ●腎臓・角膜・骨髄移植等の推進 |
| | ・街頭献血と併せて実施する骨髄ドナー登録会の開催等、ドナー登録の推進 |
| | ・臓器移植の普及啓発・臓器移植の円滑な実施のための助成 |
| | ((財)骨髄バンク、(財)アイバンク) |
| | ■終末期医療の充実 |
| | 在宅ホスピスの普及啓発と病診連携の強化 |
| | • 在宅ホスピスケアアドバイザーの派遣 |
| | • 緩和ケア病棟の拡充(県立中央病院) |
| | • 終末期医療問題に関するシンポジウムの開催等普及啓発の推進 |
| | ■在宅医療支援システムの整備 |
| | • 訪問看護ステーションの開設に伴う設備整備に対する助成(再掲) |
| | • 訪問看護ステーション開設者育成研修会の開催 |
| | • 訪問看護師養成講習会、訪問看護従事者研修会の開催 |
| | • 在宅ホスピスケアアドバイザーの派遣 |
| | ■地域におけるリハビリテーション機能の整備 |
| | • 地域リハビリテーション支援センターを中心とした地域リハビリテーション支援体制の整備 |
| | ■情報基盤の整備 |
| | • 県立中央病院における電子カルテ等新病院情報システムの整備 |
| (2)医療の安全 | ■ 医療機能情報の提供 |
| の確保と医療サービスの向上 | • 救急医療情報システムによる医療機関情報等の提供 |
| | ■医療安全対策の推進 |
| | • 医療事故防止に関する研究会、研修の実施 |
| | • 救急医療の基礎知識と実技に関する研修の実施 |
| | • 医療安全相談センターにおける医療相談の充実 |
| | • 医療機関に対する指導監督 |
| | ● 医療施設の経営改善の支援 |
| | ■院内感染防止対策の推進 |
| | • 院内感染対策支援ネットワークの整備 |
| | • 院内感染対策研修の実施 |
| | ● 院内感染に関する相談窓口の設置 |
| | |
| | |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|-----------------|---|
| | ■インフォームドコンセント、セカンド・オピニオン等の推進 |
| | • がん、脳卒中、心筋梗塞等主要疾患に係る診療成績等の公表(県立中央病院) |
| | • 医師による総合診療案内体制の整備(県立中央病院) |
| | • セカンドオピニオン外来の設置(県立中央病院) |
| | ■地域で安心して出産できる多様な環境の整備 |
| | • 助産師外来の設置(県立中央病院) |
| | ● 周産期医療体制の整備充実(再掲) |
| | |
| (3)人材の確保 と資質の向上 | (医師確保対策) ■医師の確保 |
| | ● 県内就職志望医学生等実習・交流事業の実施 |
| | 自治医大生、医学生等修学資金貸与生を対象とした、地域医療機関等における実習・ 相互交流の実施 |
| | • 自治医科大学における医師の養成(大学運営のための負担金) |
| | ■臨床研修医の確保と臨床研修体制の充実 |
| | ● 初期臨床研修PR事業の実施 |
| | (県、県内臨床研修病院の連携による、医学生等を対象とした臨床研修病院のPR事業の 実施) |
| | ■ 富山型後期研修医確保対策事業の実施 |
| | (県の拠点病院を活用した後期研修医の確保育成・県内の病院への派遣) |
| | ■修学資金貸与制度を活用した地元定着の促進 |
| | • 小児科・産科・麻酔科医を目指す医学生及び県内公的病院等での勤務を志望する医学生(富 |
| | 山大学医学部の地域枠入学生含む)に対する修学資金の貸与 |
| | ※医学生修学資金延べ貸与者数 【H18:13人→H23:124人】 |
| | ■地域医療現場での研修の実施 |
| | • 県内就職志望医学生等実習・交流事業の実施(再掲) |
| | ■女性医師の働きやすい勤務環境の整備・充実 |
| | • 女性医師のキャリア維持、向上のための就業支援事業の実施 |
| | (看護職員養成確保対策) |
| | ■県立総合衛生学院の改修 |
| | • 県立総合衛生学院の改修、施設設備の充実(H19〜H20) 改修費 789百万円 |
| | ■看護職員養成施設の整備充実 |
| | • 看護系短期大学の学科新設に対する支援 |
| | • 県内看護職員養成所に対する施設設備整備費及び運営費への助成 |
| | ■看護職員確保のためのPRの実施 |
| | 看護師養成機関共同PR事業の実施季養職員リターン/促進事業の実施 |
| | 看護職員Uターン促進事業の実施看護の心普及啓発事業の実施(高校生の1日看護見学、ふれあい看護体験等) |
| | ● 潜在看護職員掘り起こし事業の実施(ナースバンクへの登録促進) |
| | ■修学資金貸与制度活用による県内就業の促進 |
| | • 看護学生修学資金貸与制度の実施 |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|--------------------------------------|--|
| | ■看護職員の離職防止対策の推進 • 病院内保育事業への運営費助成 • 看護職員の離職防止対策事業の実施 |
| | ■認定看護師資格取得に対する支援 ・認定看護師の資格取得のための研修派遣への支援 |
| | ■再就業促進対策事業の実施● 潜在看護職員掘り起こし事業の実施● 看護職員再就業支援研修会の開催● 看護職員Uターン事業の実施(県内病院情報の提供等) |
| | ■新卒看護職員・若手看護職員や再就業看護職員が働きやすい勤務環境の整備 ● 新卒看護職員等の職場定着のための取組みへの支援 ● 若手看護職員のフォローアップ研修の実施 |
| | (医療従事者の資質向上) ■医療従事者の研修等に対する支援等 ・救急医療の基礎知識と実技に関する研修の実施(再掲) ・看護師等養成所専任教員再教育研修及び小規模施設職員研修の開催 ・訪問看護師養成講習会、訪問看護従事者研修会の開催 ・(社)富山県看護協会が行う看護職員を対象にした現任研修への助成 ・(社)日本助産師会富山県支部が行う助産師を対象とした現任研修への助成 ・市町村、保健所の保健師長を対象とした保健師長会議の実施 ・市町村等の地域保健関係職員に対する資質向上のための研修会の開催 ・准看護師試験の実施 ・県薬剤師会が行う研修会への助成 ・臨床検査関係者、鍼灸マッサージ師等の研修会への助成 |
| (4)医薬品の研究開発の推進と 医薬品の安全性 ・血液の確保 | ■産学官共同による医薬品研究開発の推進● 寄附講座設置による和漢薬製剤開発や医薬品開発に繋がる探索研究の推進● 和漢薬・バイオテクノロジー研究の委託● フォーラム富山「創薬」の活動支援 |
| | ■治験実施体制の整備支援● 県医師会に設置された「とやま治験支援センター」に対する支援● 富山大学附属病院等との連携強化● 治験コーディネーターの養成 |
| | ■医薬品の製造・品質管理、市販後安全管理体制への支援 ・医薬品製造販売業者等に対する講習会の開催や技術的相談指導の充実 ・とやまのくすり情報ライブラリー構築など医薬品の安全情報収集提供体制の整備 |
| | ■ジェネリック医薬品の利用促進 ・ジェネリック医薬品連絡調整会議(仮称)の開催(H19) ・公的病院採用ジェネリック医薬品リストの医師会等への提供 |
| | ■献血思想の普及啓発 ◆ 街頭啓発や映像等による献血思想の高揚 |
| | ■血液製剤使用適正化● 医療関係者に対する講演会開催等による普及・啓発 |

2 健康づくりの推進

政策目標 (政策の目指すべき成果)

誰もが望ましい生活習慣を実践することにより、心身ともに健康な生活を送り、健康寿命が 延びていること。

| 重点施策 | 主な事業等 |
|------------------|--|
| (1)運動習慣の 定着 | ■日常生活における運動習慣の定着 • 「富山県民歩こう運動」の推進 |
| | ■安全で有効な運動の普及●国の「エクササイズガイド2006」に基づく安全で有効な運動の普及啓発●事業所を対象として運動指導士等を派遣するメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)対策出前講座の開催 |
| | ■各種の健康スポーツ大会等に関する情報提供の充実 • 県広報番組(新聞、テレビ、ラジオ)等を活用した情報提供 • インターネット、CATV等による情報提供 |
| (2)食生活の改 善 | ■バランスのとれた食生活の普及● 国の「食事バランスガイド」等の普及啓発● 県広報番組(新聞、テレビ、ラジオ)等を活用した情報提供 |
| | ■食生活改善活動等への支援 ・食生活改善推進連絡協議会や栄養士会と連携した食生活改善等の推進 ・食生活改善講習会やリーダー育成講習会の開催 ・健康アクションセミナーや3世代ふれあいクッキングセミナー等の開催 |
| | ■「健康づくり協力店」の登録の推進 • 県広報番組(新聞、テレビ、ラジオ)等を活用した情報提供 • ヘルシー外食推進講習会等の開催 |
| (3)健康管理体 制の充実 | ■医療保険者が実施するメタボリックシンドローム対策の支援 ・事業所を対象として運動指導士等を派遣するメタボリックシンドローム対策出前講座の開催 (再掲) |
| | ■地域保健と職域保健との連携・協力の促進●健康づくり県民会議を通じた、地域(県、市町村等)と職域(医療保険者等)との連携・協力の促進 |
| | ■検診を受けやすい体制づくりの推進健康診査やがん検診の普及啓発節目検診への助成 |
| | |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|-------------------|--|
| | ■専門的母子保健サービスの充実 母乳育児推進連絡協議会への助成 未熟児や慢性疾患児に対する訪問指導等の充実 ・思春期からの女性の健康についての相談窓口の設置や講演会の開催 ■子どもの健康管理の充実 ・喫煙防止教育や小児生活習慣病予防等、学校保健と連携した健康づくり教育の実施 |
| | • 思春期保健などに関する健康教育・普及啓発の推進(再掲) |
| (4)生活習慣病 対策の推進 | (がん対策) ■がん診療連携拠点病院を中心とした診療体制の整備 • がん診療連携拠点病院の体制整備に対する補助 • がん患者、家族の療養相談支援体制等の整備 |
| | ■高度医療機器を活用したがん検診体制の整備● 共同利用型PETセンターの活用● マンモグラフィやヘリカルCTなど効果的な検診方法の普及 |
| | ■がん登録の強化 • 地域がん登録の充実 • 標準様式による院内がん登録の促進 |
| | ■がん患者の療養生活の質の維持向上●緩和ケア病棟・病床の拡充(再掲)●在宅ホスピスの普及啓発と病診連携の強化(再掲)●緩和ケア外来、外来化学療法の推進 |
| | ■たばこ対策の推進 • 禁煙教室の開催 • 飲食店における禁煙・分煙の普及啓発 |
| | (その他の生活習慣病対策)■脳卒中患者等への適切なリハビリテーション提供体制などの充実◆地域リハビリテーション支援センターの支援・脳卒中情報システムの運営 |
| | ■糖尿病対策の推進●糖尿病ケア教室、フォローアップ教室の開催●糖尿病に係る従事者研修会や地域の関係者連絡会の開催 |
| (5)疾病別対策 の推進 | ■ウイルス性肝炎対策の推進 • 肝炎ウイルス検査・相談体制の充実強化 • 肝炎対策医療連携検討会等の開催 |
| | ■感染症対策の推進 |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|------|---|
| | • 結核等の再興感染症対策の推進 |
| | 一・再興感染症に関する普及啓発 |
| | し、入院医療費等の公費負担 |
| | (= 1/4 fot = 1/4) |
| | ■エイズ対策の推進 |
| | • エイズに関する正しい知識の普及啓発 |
| | ● エイズに関する相談体制の充実 (本) は、は、は、は、は、は、なったな。 |
| | ● 無料匿名検査、迅速抗体検査の実施 エイズンを拠した実際のなるである。 |
| | ● エイズ治療拠点病院の施設設備整備に対する助成 |
| | ■性感染症対策の推進 |
| | ●性感染症に関する正しい知識の普及啓発 |
| | ● 性感染症に関する研修会の開催や相談体制の充実 |
| | ◆ クラミジア抗体の無料匿名検査の実施 |
| | |
| | ■学校と連携した性教育等の充実 |
| | • 思春期保健などに関する健康教育・普及啓発の推進 |
| | • 学校保健と連携した健康づくり教育の実施(再掲) |
| | • 性感染症に関する正しい知識の普及啓発(再掲) |
| | |
| | ■難病対策の推進 |
| | ● 難病相談・支援センターをはじめとする難病相談体制の充実 |
| | • 難病患者ケア体制の整備 |
| | • 難病患者、家族、ボランティアの交流会、情報交換 |
| | • 特定疾患治療研究、小児慢性特定疾患治療研究の推進 |
| | |
| | ■公害等健康被害への対応 |
| | ● 神通川流域住民健康調査等の実施 |
| | ● 石綿健康被害に関する相談窓口の設置 |
| | ■歯と歯ぐきの健康づくりの推進 |
| | ●8020運動の推進 |
| | ◆ むし歯予防パーフェクト作戦事業や歯ぐき元気プロジェクト事業の推進 |
| | ● 歯科保健医療情報の提供 |
| | • 歯科保健関係者等の資質の向上のための研修会の開催 |
| | |
| | ■心の健康づくりの推進 |
| | ・心の健康づくりの普及啓発 |
| | ・メンタルヘルス講座、心の健康学習教室等の開催 |
| | し・ストレスドック、リラックスセミナーなど、ストレス対策事業の実施∫ |
| | ・心の健康相談や指導の充実 |
| | ・「こころの電話」の運営 |
| | ・児童・思春期精神保健相談の充実 |
| | し・心の健康センターを中心とした関係機関の連携強化 ∫ |
| | ● 精神医療の充実() ### ウロイフロース 1970 の ギス 15 [Paik (/ #) の ウロー) |
| | ・精神疾患に関する知識の普及や相談体制の充実 |
| | ・通院医療費等に係る公費負担 |
| | ・精神科救急医療体制の整備 |
| | ■自殺対策の推進 |
| | ●自殺予防対策についての普及啓発 |
| | ● 自殺相談体制整備のための関係者に対する研修の実施 |
| | ●自殺未遂者、遺族等の支援に向けた検討 |
| | |

3 食の安全確保と食育の推進

政策目標 (政策の目指すべき成果)

安全な食品が供給され、誰もが食品の安全性に関する情報を適時的確に入手することができるとともに、県民自らが「食」に対する知識と理解を積極的に深めていること。

| 重点施策 | 主な事業等 |
|-----------------------|---|
| (1)食品の安全に関する情報の受発信 | ■正しい知識の普及・啓発 食の安全を語る会、食品安全出前講座の開催 食品の安全性に関するパンフ等の配布などによる啓発 ■情報の発信・共有 食の安全・安心情報ホームページの運営 ■県民の意見・要望の把握 県食品安全推進本部会議や食品安全フォーラムの開催 ※食品の安全に関する意見交換会の開催回数 【H17:38回→H23:40回】 ■相談機能の充実 食品研究所、衛生研究所、食肉検査所や保健所の食品関係営業者等への指導・助言 |
| (2)食品の安全性の確保と適正な表示の推進 | ■生産資材の適正使用の普及・指導 ・農薬の適正販売・使用の推進(再掲) ・農業和等に対する適正使用及び農業飛散防止対策技術の指導・地域における農薬の飛散防止対策の実施への支援・エコファーマー等の活動への支援・アース・使用の推進・機業・化学肥料の大幅な使用低減等を実施する地域等への支援・農薬・化学肥料の大幅な使用低減等を実施する地域等への支援・肥料の適正販売・使用の推進・・肥料の保証成分・表示事項等に関する取締検査の実施・化学肥料の低減技術等の普及指導・エコファーマー等の活動への支援・農薬・化学肥料の大幅な使用低減等を実施する地域等への支援・農薬・化学肥料の大幅な使用低減等を実施する地域等への支援・・飼料・動物医薬品等の適正販売・使用の推進・・飼料販売業者への立入検査と流通飼料の安全性分析等の実施・動物用医薬品製造業者や販売業者等への立入検査の実施・動物用・水産用医薬品の適正使用指導の実施・動物用・水産用医薬品の適正使用指導の実施・動物用・水産用医薬品の適正使用指導の実施・動物用・水産用医薬品の適正使用指導の実施・動を産農家等を対象とした講習会の開催や巡回指導の実施・畜産農家へのHACCP手法を用いた衛生管理の導入指導の実施・畜産農家における人畜共通感染症の検査及び発生防止指導の実施・家畜伝染病のモニタリング検査等の実施・コイヘルペスウイルス病等のまん延防止 |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|-------------------|---|
| | ■農産物の残留農薬検査など、安全確認体制の強化 |
| | • 県産青果物の残留農薬自主検査への支援 |
| | 農産物の残留農薬等の検査 食肉の安全性に関すると畜検査、BSE検査及び残留抗生物質検査等の実施 |
| | ●良内の女主性に関すると苗快重、BSE快重及し残留加土初負快重寺の美旭 |
| | ■食品製造・販売業者等に対する指導 |
| | • 食肉及び食肉加工品等の微生物検査等の実施 |
| | ● HACCP手法を用いた衛生的な水産加工品製造マニュアルの作成 |
| | ●加工食品の成分規格検査等の実施 |
| | • 食品関係営業施設等の許可及び監視指導の実施 |
| | ※食品関係施設の監視率 【H17:98%→H23:100%】 |
| | • 食品製造業者に対するHACCP手法導入指導の実施 |
| | 食中毒の発生予防の推進 |
| | ・食肉取扱施設等の汚染実態調査の実施 |
| | ・集団給食施設の一斉点検などによる監視指導の実施 ∫● 学校給食指導者等に対する食品安全・衛生管理に関する研修会等の開催 |
| | |
| | ■食品表示の適正化の推進 |
| | ● 食品表示 1 1 0番の設置による相談対応 |
| | • 食品表示ウォッチャーによる小売店の表示実態調査の実施 |
| | 食品表示に関する小売店等への立入検査や指導の実施 食品表示講習会・研修会の開催 |
| | ・ ・ |
| | 中学生を対象とした食品安全・食品表示に関する副読本・DVD教材の作成 |
| | |
| (2) 会弃 地产 | (令山の「命」に美ロ」も「令山副命先活」のゆう) |
| (3)食育・地産 地消の推進 | (富山の「食」に着目した「富山型食生活」の確立) ■富山型食生活の確立・普及 |
| | ● コンテストの開催など県民参加による富山型食生活メニューの確立 |
| | • 四季折々の旬の食材に合わせたモデルメニュー及びレシピ集等の作成 |
| | • 外食産業や食品スーパー等と連携したモデルメニューの普及 |
| | 子どもたちの望ましい食習慣形成のための普及・啓発 金に関する (**) 大の 「 |
| | ● 食に関するイベントでの富山型食生活のPR |
| | ■地産地消の推進 |
| | • 学校給食における地場産品の導入推進 |
| | · 地場産良質米や県産魚介類の提供、牛乳の供給推進 |
| | ・特別給食の充実・強化、魚給食交流授業の実施 |
| | 農産物直売所マップ等の作成・PR インショップによる販売拡大の推進 |
| | ・ 地場農産物の生産技術と新商品開発の支援 |
| | ● 県産農産物、農産加工品の表示マーク(Eマーク)の導入推進 |
| | ※ふるさと認証食品の認証数 【H17:196商品→H23:230商品以上】 |
| | ● 「越中とやま食の王国」ホームページの開設 |
| | ・ 「越中とやま良の王国」ホームハーンの開設 ・ 「越中とやま食の王国フェスター (仮称)の開催 |
| | ● 県産魚介類を使用したおさかな料理教室の開催 |
| | |
| | |
| | |
| 1 | |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|------|---|
| 里从肥木 | _ : : : : : : |
| | ■食文化の継承・創造 |
| | 「とやま食の匠」制度の創設 「・特産品の生産、郷土料理の伝承、県産食材を利用した加工食品や料理の創作等を行う) |
| | ・ |
| | |
| | 「「ことならの匹」の心到文法 |
| | ※特産物の生産技術や食文化を伝承、創造する人材の認定数 |
| | 【H17:105個人・団体→H23:160個人・団体】 |
| | |
| | • 「とやま食の街道」づくり |
| | 「・「富山ならでは」の食材や食文化を体験できる施設等の選定と周遊ルートの設定) |
| | し、「食の語り部」等による魅力充実に向けた取組みを支援 |
| | • 越中料理コンテストの開催や、越中料理の関心を高める取組みへの支援など、富山らしい料 |
| | 理の継承・創作・ブランド化の推進 |
| | (ウサファート 吹し こ) 本土・マルト ゆうかるよう (ウサファート) |
| | (家族そろった楽しい食事を通じた健全な食生活の実現) |
| | ■家族そろった食事の推進 |
| | ● 「富山家族ふれあいウィーク」の普及・推進 |
| | ■家庭と連携した子供たちの望ましい食習慣形成の推進 |
| | ■ 家庭と連携した丁供たりの量ましい良質順形成の推進 ● 栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の推進 |
| | ●木食牧師を中核とした子仪・家庭・地域の建病にある良自の推進 |
| | ■実体験機会の充実 |
| | ● 家族で参加できる料理教室の開催等による家庭への富山型食生活の普及 |
| | • 3世代ふれあいクッキングセミナーの開催 |
| | とやま食育ふれあい講座の開講 |
| | |
| | (家庭を中心とした食育に対する地域社会のしっかりとした支援) |
| | ■地域支援体制の確立 |
| | • 食育リーダーの育成と地域・学校等への派遣 |
| | • 「とやま子育て応援団」の運営管理及び協賛店による応援団PR活動への支援 |
| | • 食を通じた健康づくり運動の推進(再掲) |
| | ・健康づくり協力店制度の普及・啓発 |
| | ・ヘルシー外食推進フォーラムの開催 |
| | し、市町村によるむし歯予防活動の推進し |
| | • 食生活改善活動の推進(再掲) |
| | ・食生活改善のための指導者研修会、講習会の開催 |
| | し、健康アクションセミナーの開催 |
| | |
| | ■食育推進のための情報発信など県民運動の推進 |
| | ● 県食育推進会議の開催 ■ トルキの奈姓はフォーラ / の間/は |
| | とやま食育推進フォーラムの開催食育推進ホームページ(とやま食育ひろば)による情報発信 |
| | - 区月1世年小 ム、 ノ (Cドの戌月日)のは)にある月刊光后 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

4 スポーツの振興

政策目標 (政策の目指すべき成果)

誰もがそれぞれの体力や年齢、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるとともに、本県の選手が全国や世界で活躍していること。

| 重点施策 | 主な事業等 |
|------------------|---|
| (1)県民がスポ | 主 な 争 未 守 ■各種体育施設の機能の充実と利用の促進 |
| ーツに親しむ環 | ■音性体育施設の機能の元美と利用の促進県営体育施設の運営管理(指定管理者の委託) |
| 一プに祝しむ場 一境づくり | ● 県営体育施設の運営管理(指定管理者の安託)● 県営体育施設の環境整備、機能の充実 |
| 現してり | |
| | ● とやまスポーツ情報ネットワークによる施設利用情報の提供 |
| | ■総合型地域スポーツクラブへの支援 |
| | ■総合型地域スポーツクラブへの助成 |
| | 総合型地域スポーツクラブ育成を助言する専任指導者の配置 総合型地域スポーツクラブ育成を助言する専任指導者の配置 |
| | ・ 心口生地以入れ ククラク自成を切合する寺は指等省の配置 |
| | ■新たなスポーツ大会の開催支援 |
| | ● 県民体育大会等を統合した新たなスポーツ大会の開催支援 |
| | |
| | ■スポーツへの参加の機会づくりや健康づくり・運動の習慣化の推進 |
| | • 県立高校体育館、グラウンド等の開放の推進 |
| | ● スポーツ団体の育成・支援 |
| | 「・ 県体育協会の活動補助 |
| | ・県生涯スポーツ協議会の活動補助 |
| | ・スポーツ少年団の育成、活動補助 |
| | • スポーツ行事の奨励や大会への派遣 |
| | ● 生涯スポーツの推進 |
| | 「・スポーツ・レクリーションの普及振興 |
| | ・全国スポーツ・レクリエーション祭の開催(平成22年)など |
| | ■スポーツ観戦の機会づくりの推進 |
| | 全国的、国際的規模の大会開催の支援 日本の 日 |
| | ◆とやまスポーツ情報ネットワークによる大会開催情報の提供 |
| | |
| (2)スポーツを | ■スポーツ指導者やスポーツボランティアの養成・確保 |
| 支える人材の養 | |
| 成・確保 | ■ スポーツリーダーバンク登録指導者研修会の開催 |
| 1 | ● ボランティアリーダー研修会の開催 |
| | • 社会教育主事(スポーツ担当)の派遣 |
| | ◆ とやまスポーツ情報ネットワークによる指導者・ボランティア情報の提供 |
| | |
| | ■スポーツ顕彰制度の充実 |
| | ● 指導者等の功績に対する元気とやまスポーツ大賞の授与(H18~) |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

| 舌占佐笙 | → た 車 器 笠 |
|------------------------------|---|
| 重点施策 | 主な事業等 |
| (3)学校等にお ける体育・スポ ーツの充実 | ■とやま元気っ子育成推進事業の実施・幼児や児童生徒を対象に、発達段階や年齢に応じた体力向上プログラムの作成・挑戦した記録の順位がインターネットでわかる「とやま元気っ子ランキング」(仮称)の推進 |
| | ■学校体育の充実・小中高教員を対象とした体育実技指導力向上を目的とした講習会の開催・中学校・高校の運動部活動へのスポーツエキスパート(地域の優秀なスポーツ指導者)の派遣 |
| (4)全国や世界 で活躍できる選 手の育成 | ■ジュニアの発掘・育成 ◆未来のアスリート発掘事業の開催 ※未来のアスリート指定児童数(累計)【H17:54人→H23:350人】 ●元気とやまスポーツ道場の開催(H18~) ●中学、高校運動部スーパーコーチの派遣(H18~) ●中体連、高体連のスポーツ活動の支援 |
| | ■競技力向上の推進 ●競技団体の競技力向上の取組みへの支援 ・合宿遠征等の強化事業の充実 ・アドバイザー・トレーナーの招へい ・選手強化対策事業の推進 ●スポーツ医・科学的トレーニングの推進 ・医・科学的な検査・測定の実施 ・適正なトレーニングメニューの提供・指導・助言等 |
| | ■国民体育大会や全国大会への派遣・支援●国民体育大会(北信越国体を含む)選手団の派遣●全国大会出場への支援 |

5 地域総合福祉の推進

政策目標 (政策の目指すべき成果)

多くの県民が自主的かつ積極的に福祉活動に参加し、高齢者、障害者、子どもなどを地域ぐるみで支え合う福祉コミュニティが形成されていること。

| 重点施策 | 主な事業等 |
|----------|---|
| (1)県民の福祉 | ■福祉に関する啓発活動の推進 |
| 意識の高揚 | • 福祉意識啓発事業への支援 |
| | ・福祉フォーラムの開催 |
| | し、やさしい福祉のまちづくり賞の授与し |
| | 普及啓発講座(県福祉カレッジ)の実施への支援 (小、中、京生会業課席、会業3.88業席、短急8.88まで第2.88 |
| | (小・中・高生介護講座、介護入門講座、福祉用具入門講座等) • ボランティアに関する意識の醸成(再掲) |
| | ・ ボランティアに関する意識の醸成(丹物) 「・ボランティア大会の開催) |
| | ・ボランティア情報の提供 |
| | ● 民生・児童委員の活動への支援 |
| | (研修の実施、活動に対する助成) |
| | ■福祉教育の充実(再掲) |
| | • 幼児向け福祉絵本の発行への支援 |
| | 児童生徒のボランティア体験活動の実施への支援 |
| | 「・小・中・高校生のボランティア体験学習の推進」 |
| | (・ボランティア講演会の開催 |
| | |
| (2)地域におけ | ■地域ぐるみで支え合う地域福祉活動の推進 |
| る福祉システム | • ふれあいコミュニティ・ケアネット21への支援 |
| の形成 | 「 ふれあいサロン、子育てサロン、世代間交流会等の開催や、支援が必要な人に対する) |
| | □ 見守り、話し相手、除雪、ゴミ出し等の個別支援サービスの実施 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ |
| | ● 高齢者等の孤立化を防止する取組みの推進 |
| | ■富山型デイサービス施設の整備促進 |
| | • 富山型デイサービス施設の新築整備に対する助成 |
| | • 既存施設を活用した富山型デイサービス施設の整備に対する助成 |
| | 富山型デイサービス施設の機能を向上するための施設整備・備品購入に対する助成 おかままの購入に対する場成 |
| | 福祉車両の購入に対する助成 富山型デイサービス起業家育成講座の実施 |
| | ● 富山型デイサービスに関するセミナー等への支援 |
| | ●施設の整備・運営に必要な資金の融資 |
| | |
| | ■利用者の立場に立ったサービス提供体制の充実 |
| | 県福祉総合相談センターの運営 (高齢者等への総合相談の充実) |
| | ・ |
| | (福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、財産保全サービス) |
| | ● 県福祉サービス運営適正化委員会による福祉サービスに関する苦情の解決への支援 |
| | ・福祉サービスに関する苦情解決 |
| | ・福祉サービス利用援助事業の監視 |
| | |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|--------------|---------------------------------------|
| | ■福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービスの選択の推進 |
| | • 県福祉サービス第三者評価推進機構による福祉サービス第三者評価制度の推進 |
| | (・第三者評価結果の公表 |
| | ・第三者評価を実施する評価機関の認証 |
| | ・評価調査者の養成及び研修 |
| | ・第三者評価制度の普及啓発 |
| | • 介護サービス情報の公表制度の推進(再掲) |
| | (・介護サービス事業所の基本情報及び調査結果の公表) |
| | ・調査員の養成研修 |
| | ・介護サービス情報の公表制度の普及啓発 |
| | • 社会福祉事業の振興への支援 |
| | (・県社会福祉協議会による福祉活動指導の実施 |
| | (市町村社会福祉協議会に対する活動指導、関係団体との連携調整) |
| | ・県社会福祉施設経営者協議会による社会福祉施設に対する経営指導の充実 |
| | • 社会復帰を支援する更生保護事業の推進への支援 |
| | 「· 更生保護事業協会、 B B S 連盟に対する助成) |
| | ・「社会を明るくする運動」への支援 |
| | • 保健・医療・福祉情報の総合的な提供 |
| | (「サンシップとやま」のホームページにおける各種情報の発信) |
| | ■低所得者層に対する支援の充実 |
| | ◆生活保護制度の適正な運用 |
| | 「・生活保護法施行事務の適正かつ効率的な運営 |
| | ・保護受給者の自立に対する支援 |
| | ・ハローワークと連携した生活保護受給者等就労支援事業の実施 |
| | ・各福祉事務所における自立支援プログラムの実施 |
| | 年活福祉資金貸付制度の充実への支援 |
| | (生活福祉資金利子の軽減に対する助成) |
| | |
| | ■福祉機器に関する研究開発体制の推進 |
| | • 産学官と利用者の連携・協力体制の整備への支援 |
| | (・福祉機器の普及啓発 |
| | ・福祉機器に関するアイディアコンクールの実施 |
| | ・富山産福祉機器の全国発信 |
| | ● 利用者ニーズに対応した福祉機器の研究開発への支援 |
| | [・福祉機器モニタリング事業の実施 |
| | ・しあわせ・ものづくり塾セミナーの実施 |
| | ・利用者ニーズの把握及び情報提供 |
| | |
| (3)多様な福祉 | |
| ニーズに対応で | ・県福祉カレッジによる研修への支援 |
| きる人材の養成 | ・福祉施設職員に対する研修の充実 |
| | (階層別研修、職種別研修等) |
| | ・介護福祉士等の養成・資格取得研修 |
| | ・福祉用具に関するプランナーの養成 |
| | ・富山型デイサービス起業家育成講座及び職員研修 |
| | ・福祉サービス第三者評価調査者養成研修 |
| | ・ホームヘルパーに対する技術向上研修等 |
| | |
| | |
| | |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|----------|---|
| | ■地域福祉活動の担い手の育成 |
| | ● 県社会福祉協議会による研修等への支援 |
| | (・市町村社会福祉協議会職員等の資質向上 |
| | |
| | ■修学資金の貸付 |
| | • 介護福祉士及び社会福祉士の資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付 |
| | ■社会福祉事業に従事しようとする者への就業援助 |
| | • 県健康・福祉人材センターによる就業援助への支援 |
| | ・福祉職場説明会の開催 |
| | ・福祉職場への無料職業紹介の実施 |
| | ・人材確保相談の実施 |
| | |
| (4)生活環境の | ■道路改良に伴う誰もが安全に利用できる歩行空間の確保(再掲) |
| バリアフリーの | ● 歩道等の段差解消 |
| 推進 | ● 視覚障害者誘導用ブロック等の整備 |
| | ■公共交通機関や公共施設のバリアフリーの推進 |
| | ●駅舎等のバリアフリー化に対する助成 |
| | 低床バス、新型低床路面電車、福祉タクシー車両の導入に対する助成 |
| | • 県有施設のバリアフリーの推進 |
| | • 市町村が新築・改修する施設の県民福祉条例適合化に係る経費に対する助成(再掲) |
| | |
| | ■住宅環境等のバリアフリーの推進 |
| | ● 高齢者、障害者の既存住宅改善に対する助成 ■ 高齢者、障害者の既存住宅改善に対する助成 |
| | 融資制度やモデル住宅の活用等による住宅のバリアフリーの促進 電影者のはほグはアクスを受けます。 |
| | ● 高齢者向け賃貸住宅の建設に対する助成 ■ 周兄短れる例に其づく民川制度による。 名物の者が利用する建築物のボリスフリーの伊佐 |
| | • 県民福祉条例に基づく届出制度による、多数の者が利用する建築物のバリアフリーの促進 |
| | |

6 高齢者福祉の充実

政策目標 (政策の目指すべき成果)

高齢者が、介護を必要とせず、また、介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で、 生きがいをもって暮らし続けられること。

| 里川ルス・土る | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|----------|--|
| 重点施策 | 主な事業等 |
| (1)高齢者の能 | ■ライフステージに応じた栄養・食生活や運動習慣の定着 |
| 力発揮と生きが | • 食生活改善活動等への支援(再掲) |
| い対策の推進 | (・3世代ふれあいクッキングセミナー等の開催) |
| | • 日常生活における運動習慣の定着(再掲) |
| | 〔・「富山県民歩こう運動」の推進〕 |
| | |
| | ■老人クラブ活動等に対する支援 |
| | • 環境美化活動や交通安全運動など老人クラブによる地域社会活動への支援 |
| | 老人クラブが行う健康づくり事業への支援 「 |
| | ・市町村老人クラブ連合会が行う健康シニアウォーク事業 |
| | し、県老人クラブ連合会が行う健康づくり活動推進員養成研修□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ |
| | ● 一人暮らし高齢者への訪問支援活動への支援□ ストカニゴがにこままは大抵活動への支援 |
| | ・老人クラブが行う訪問支援活動 |
| | ・訪問支援活動の指導的実践者の養成 |
| | ■ 高齢者スポーツ・レクリエーションの普及 |
| | ● 高齢者スポーツ振興への支援 |
| | ◆ 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣 |
| | |
| | ■教養・趣味活動等の生きがい対策の充実と仲間づくりへの支援 |
| | • 「健康と長寿の祭典」の開催等による健康や生きがいづくりへの県民意識の向上 |
| | • いきいき長寿大学の開催など生涯学習機会の充実 |
| | • 高齢者の自主的なサークル・仲間づくりへの支援 |
| | 「・仲間づくり支援相談員の配置 |
| | ・サークルの設立のための助言や情報提供等 |
| | |
| | ■高齢者の豊富な経験等が発揮できる環境づくり |
| | • 豊かな経験など一芸に秀でた高齢者を社会参加活動の指導者として養成・登録するシニアタ |
| | レント活動事業の推進 |
| | • 老人クラブによるボランティア活動等への支援 |
| | ■高齢者の就業機会の充実 |
| | ■ 同断者のが未成去の元夫● 65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置の普及促進(再掲) |
| | |
| | 「・就業機会創出員の設置 |
| | ・会員を活用した就業機会創出補助員の配置 |
| | ・新規受注促進のための割引制度の拡充 |
| | |
| | ■公共交通機関や公共施設のバリアフリーの推進(再掲) |
| | • 駅舎等のバリアフリー化に対する助成 |
| | • 低床バス、新型低床路面電車、福祉タクシー車両の導入に対する助成 |
| | • 県有施設のバリアフリーの推進 |
| | • 市町村が新築・改修する施設の県民福祉条例適合化に係る経費の助成 |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|---------------|--|
| (2)総合的な介 | ■介護予防の普及啓発と自主的な介護予防活動の推進 |
| 護予防の推進 | ● 若い世代を含めた幅広い世代に対する介護予防の意義と知識の普及 |
| 100 1770 1172 | ●地域住民による自主的な介護予防活動の促進 |
| | 3 XX 2 X 3 X 3 X X X X X X X X X X X X X |
| | ■高齢者の生活機能低下の早期把握 |
| | • 特定高齢者(要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者)の把握 |
| | |
| | ■地域包括支援センター等による介護予防事業の推進 |
| | • 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントの推進 |
| | • 特定高齢者に対する通所型・訪問型介護予防事業の推進 |
| | 【介護予防プログラムの種類】 |
| | ・運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防・支援、認知症予防・ |
| | 支援、うつ予防・支援等 ● 要支援認定者に対する介護予防サービスの円滑な提供 |
| | - ● 女文援総定省に対する介護予防がデービスの円滑な提供 - 介護予防施策の評価の実施 |
| | - 「一・ 「一般」 「一般」 「一般」 「一般」 「一般」 「一般」 「一般」 「一般」 |
| | ◆介護予防を推進する人材の養成 |
| | 「・地域包括支援センター職員等に対する介護予防ケアマネジメント研修 ・ 地域包括支援センター職員等に対する介護予防ケアマネジメント研修 |
| | ・市町村介護予防担当職員に対する研修 |
| | |
| (3)地域におけ | ■地域に密着した在宅サービスの充実 |
| る介護サービス | • 小規模多機能型サービスの計画的整備の促進 |
| の充実 | • 認知症対応型デイサービスの計画的整備の促進 |
| | ● 富山型デイサービス施設の整備促進(再掲) 「・富山型デイサービス施設の新築整備に対する助成 |
| | ・ |
| | ・富山型デイサービス施設の機能を向上するための施設整備・備品購入に対する助成 |
| | ・施設の整備・運営に必要な資金の融資 |
| | |
| | ■住み慣れた地域における多様な住まいの整備 |
| | • 介護あんしんアパート(小規模多機能型事業所に併設した高齢者向けの住まい)の整備に対 |
| | する助成 |
| | 認知症高齢者グループホームの計画的整備の促進 小規模特別養護老人ホームの計画的整備の促進 |
| | |
| | 高齢者の既存住宅改善への助成(再掲) 高齢者の既存住宅改善への助成(再掲) |
| | 1 3474 7 7003 12 3574 7 73357 |
| | ■介護保険施設等の整備 |
| | • 特別養護老人ホームの個室ユニット化改修等の整備に対する支援 |
| | |
| | ■介護サービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択への支援 - ^ ○ ※ は、 」 |
| | ● 介護サービス情報の公表制度の推進 「・介護サービス事業所の基本情報及び調査結果の公表 〕 |
| | ・調査員の養成研修 |
| | ・介護サービス情報の公表制度の普及啓発 |
| | ● 県福祉サービス第三者評価機構による福祉サービス第三者評価制度の推進(再掲) |
| | (・第三者評価結果の公表 |
| | ・評価調査者の養成及び研修 |
| | ・第三者評価制度の普及啓発 |
| | ● 介護保険事業者に対する適切な指導監督 |
| | ■介護サービスを担う人材の養成・確保と資質の向上 |
| | ■ 介護サービスを担う人材の食成・確保と負責の向上 ・ 介護支援専門員(ケアマネジャー)の養成・確保と資質の向上 |
| | ・/ IRX IR / / / イイ / / / VIXIM IM IM |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|----------------------------|--|
| | 介護支援専門員の資格取得のための試験と実務研修 ・介護支援専門員に対する現任研修や更新研修 ・指導的役割を担う主任介護支援専門員養成研修 ・介護サービス従事者の養成・確保と資質の向上 ・ホームヘルパーに対する技術向上研修やサービス提供責任者研修 ・介護保険施設職員等に対する研修 ・介護福祉士等の養成・資格取得研修(再掲) ・介護福祉士及び社会福祉士の資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付(再掲) ■医療と介護の連携による在宅ケアの推進 |
| | 地域における医療と介護の連携による在宅ケアの取組みの推進 ・市町村や関係機関に対する助言・情報提供等 ・医療と介護の連携の中核となる地域包括支援センター職員等に対する研修 ・モデル地域における積極的な取組みに対する支援 ・在宅ケアを支えるサービス基盤の充実 ・訪問看護ステーションの開設に伴う設備整備に対する助成 ・訪問看護ステーション開設者育成研修会の開催(再掲) ・訪問看護師養成講習会、訪問看護従事者研修会の開催(再掲) |
| | ■高齢者の権利擁護の推進と相談支援体制の整備 ●高齢者虐待防止対策推進のための関係機関等に対する研修 ●身体拘束防止推進のための施設管理者や関係職員に対する研修 ●地域包括支援センターにおける総合相談支援 ●高齢者総合相談センター(シルバー110番)の運営(再掲) |
| | ■介護保険制度の運営等への支援 ・介護保険制度の円滑で安定的な運営への支援 ・介護給付費及び地域支援事業費の負担 ・財政安定化基金の運営 ・介護保険制度の適正な運営の確保 ・介護認定審査会委員、認定調査員、主治医等に対する研修 ・苦情処理体制整備への支援、介護保険審査会の運営 ・介護保険の対象とならない福祉サービス等を行う市町村への支援 ・低所得者に対して利用者負担の軽減を行う社会福祉法人等への支援 |
| (4)総合的な認 知症高齢者対策 の推進 | ■認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進 ・認知症を正しく理解し、認知症の人と家族を応援する認知症サポーターの育成 ・認知症サポーターの育成に協力する認知症キャラバン・メイトの養成 ・国の「認知症を知り地域をつくる10カ年」構想の推進 |
| | ■認知症予防の推進 • 地域包括支援センターや厚生センターにおける相談体制の整備 • 地域住民による自主的な認知症予防・支援活動の促進 |
| | ■認知症高齢者の早期発見・早期対応の推進 • かかりつけ医に対する認知症の診断方法や最新の治療法に関する研修 • 認知症に携わる保健・医療・福祉分野の人材等を活用したネットワークの構築 |
| | ■認知症ケアの質の向上●認知症介護に関する実践者、実践リーダー、指導者等の養成研修●認知症高齢者グループホームや認知症対応型デイサービス等の計画的整備の促進●認知症介護アドバイザーの派遣 |

7 障害者福祉の充実

政策目標 (政策の目指すべき成果)

障害の有無にかかわりなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し、社会参加や就労等を通じて、 自立した生活ができること。

| 里川加東・土は | |
|----------|---|
| 重点施策 | 主な事業等 |
| (1)サービス提 | ■障害者のニーズに応じたサービスの充実 |
| 供体制の充実・ | 自立支援給付の充実 |
| 確保 | ・居宅介護など介護給付に対する支援 |
| | ・就労移行支援などの訓練等給付に対する支援 |
| | ・自立支援医療に対する支援 |
| | ・補装具給付に対する支援 |
| | 障害児等に対する支援 |
| | 「・障害児を対象に放課後等に特別支援学校等を利用して行う集団活動・生活訓練に対す) |
| | る支援 |
| | ・重症心身障害児(者)の療育等に対する支援 |
| | ■人材の育成、情報の提供 |
| | ● 障害者ホームヘルパー養成研修の実施 |
| | ● 認定調査員、サービス管理責任者の養成 |
| | • ガイドブックやインターネット等による情報提供 |
| | ■相談支援体制の充実 |
| | ■ 富山県自立支援協議会(仮称)による市町村(圏域)相談支援体制の整備促進 |
| | • 相談支援従事者研修による相談支援に従事する人材の養成 |
| | ■福祉サービス第三者評価制度や苦情解決体制の推進(再掲) |
| | ● 第三者評価結果の公表 |
| | • 第三者評価を実施する評価機関の認証 |
| | ● 評価調査者の養成及び研修の実施 |
| | • 第三者評価制度の普及啓発 |
| | ● 県福祉サービス運営適正化委員会による福祉サービスに関する苦情の解決への支援 |
| | ■障害児へのサービス基盤の整備 |
| | ● 知的障害児施設県立黒部学園の改築整備(H19~H20) 整備費1,352百万円 |
| | (・ユニットケアの導入 |
| | (・強度行動障害児療育、地域支援機能などの導入) |
| | |
| (2)地域生活の | ■障害者に対する理解の促進・普及啓発 |
| 支援、自立と社 | • 心の輪を広げる体験作文及び障害者週間ポスターの募集 |
| 会参加の促進 | ● 障害者週間キャンペーンの実施 |
| | ■生活環境のバリアフリーの推進(再掲) |
| | • 安全な歩行空間の確保 |
| | (歩道等の段差解消や視覚障害者誘導用ブロック等の整備など) |
| | • 公共交通機関や公共施設のバリアフリーの推進 |
| | 〔・駅舎等のバリアフリー化や低床バス、福祉タクシー車両等導入への助成など〕 |
| | |

重点施策 主な事業等 • 住宅環境等のバリアフリーの推進 [・障害者の既存住宅改善への補助など] ■地域における生活の場の確保 • グループホーム等の設置のための支援 (施設の新築整備・改修費等に対する助成) ■地域で支える仕組みの確立 • 富山型デイサービス施設の整備促進(再掲) (富山型デイサービス施設の新築・改修・機能向上に対する助成) • ふれあいコミュニティ・ケアネット21への支援(再掲) ´・ふれあいサロン、子育てサロン、世代間交流会等の開催や支援が必要な人に対する見 ゙ 守り、話し相手、除雪、ゴミ出し等の個別支援サービスの実施 ■障害者の地域移行の促進・支援 ● 在宅等移行支援プログラムの策定・普及(H19~) • 障害者の自立生活のための総合的支援 「・施設入所者の一時的な帰宅及びグループホーム入所への体験事業に対する助成) ・施設入所者の退所後におけるアフターケアに対する助成 • 精神障害者の社会復帰促進への支援 [・精神科病院に入院している精神障害者の退院促進支援に対する助成] ■コミュニケーション支援体制の確立 ● 手話通訳者、要約筆記奉仕員の養成 ●障害者のⅠT推進に対する支援 ・障害者パソコン指導者の養成 ・障害者 | 丁推進員の派遣 · 障害者向け I T講習会の開催 • 盲ろう者向け通訳者の養成への支援 ● 行動援護従業者養成研修の実施 ■障害者のスポーツ、芸術活動への参加 • 障害者スポーツに対する支援 「・県障害者スポーツ大会等の各種大会に対する支援」 ・障害者スポーツ教室等の開催 ・障害者スポーツ指導者、審判員の育成 文化・芸術活動への支援 ・障害者絵画展開催に対する補助 ・障害者作品展及びワークショップの開催 ■障害児のニーズに応じた教育の推進 • 「個別の教育支援計画」に基づいた教育の推進

| 重点施策 | 主な事業等 |
|----------|--|
| (3)多様な障害 | ■障害の特性を踏まえた、きめ細かな支援体制の整備 |
| に対する対応 | 高次脳機能障害支援センターでの高次脳機能障害者に対する支援 ・支援コーディネーターによる相談 ・ニーズに合わせた支援計画の作成 ・地域支援ネットワークの構築 ・高次脳機能障害についての普及啓発・調査研究 ・発達障害者支援センターでの発達障害者に対する支援 ・相談支援担当職員による相談 ・地域支援ネットワークの構築 ・発達障害についての普及啓発・調査研究 ・難病相談・支援センターでの支援 ・難病相談支援員による相談 ・住居、就労及び公共サービス等の情報提供 ・難病患者に対する講演会等の開催 |
| | ■地域で障害児を支援する仕組みの充実● 発達障害を含め障害のある児童生徒を支援するスタディ・メイト(特別支援教育支援員)の 養成 |
| (4)障害者の雇 | ■障害者の円滑な就労に対する支援 |
| 用・就労の促進 | 障害者就業・生活支援センターの充実 就業支援担当者による就職や職場適応などの就業面に対する支援 生活支援担当者による生活習慣の形成や自己管理などの生活面に対する支援 短期間の職場実習の支援(再掲) 障害者雇用推進員の事業所訪問による障害者の求人情報の収集(再掲) |
| | ■企業に対する障害者雇用の啓発 ・障害者雇用推進員の事業所訪問による障害者雇用施策の周知・啓発(再掲) |
| | ※障害者雇用推進員の訪問事業所数(累計) 【H17:491事業所→H23:1,400事業所】 |
| | ■サービス提供基盤の強化と働く場の確保 ● 無認可作業所の法定事業所への移行に対する支援 ● 職場実習の受け入れ企業で必要な設備等の整備への支援 |
| | ■工賃水準の向上に対する支援 (H19~) • 「工賃向上支援計画」の策定及び推進 |
| | ■ 授産製品の販売促進 ● アンテナショップ(福祉の店)やインターネット販売等による販路拡大への支援 ● 経営コンサルタントによる経営指導の実施 |
| | ■障害者等の起業に対する支援 ・障害者及びその家族等が自ら起業するための支援 (障害者等起業家育成セミナーの開催(H19~)) |

8 自然環境の保全

政策目標 (政策の目指すべき成果)

誰もが自然に対する理解を深め、人と自然が共生する取組みが進められ、豊かで美しい自然 環境が保全されていること。

| 里川ル東・土は | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|-------------|---|
| 重点施策 | 主な事業等 |
| (1)自然保護思 | ■ナチュラリスト及びジュニアナチュラリストの養成 |
| 想の普及・啓発 | • ナチュラリスト及びジュニアナチュラリスト養成講座の開催、研修の実施等 |
| | ■ナチュラリストによる自然解説事業の実施 |
| | ■ノアエフリストによる自然解説事業の美元 |
| | |
| | ※ナチュラリスト年間活動延人数 【H17:815人→H23:845人】 |
| | ■自然環境の保全、利用に関する知識やマナー等の普及啓発 |
| | • 自然体験施設における環境教育活動や情報提供機能の充実 |
| | 「 拠点施設:立山自然保護センター、自然博物園ねいの里、頼成の森、 |
| | 有峰森林文化村、立山カルデラ砂防博物館 等 |
| | • ジャパン・ワイルドライフ・フィルム・フェスティバルの開催支援 |
| | ■ 鳥獣保護思想の普及啓発 |
| | ■鳥獣保護センターによる傷病鳥獣の救護 |
| | ・ 愛鳥モデル校の指定や愛鳥週間行事の充実 |
| | |
| (2)自然とのふ | ■白タサレスククまろ担レ機合の女宝 |
| れあい創出 | │ ■ 自然とふれあう場と機会の充実 │ ● ナチュラリスト自然ふれあい塾の開催 |
| 1 (9) (ы) Ш | |
| | ※ナチュラリスト自然ふれあい塾開催回数 【H17:0回→H23:15回】 |
| | ●自然体験施設の利用の増進 |
| | 立山自然保護センター、自然博物園ねいの里、頼成の森、有峰森林文化村、立山カル |
| | デラ砂防博物館 等 ● 自然観察会、探鳥会、講演会等の開催 |
| | ●日然既宗云、孫烏云、趙庾云寺の州惟 |
| | ■自然公園等の施設整備と管理の充実 |
| | ● 自然公園等の歩道、休憩・案内施設等の整備 |
| | • 外国人観光客の利便性の向上を図る外国語案内板等の整備 |
| | ● 国立公園、国定公園、県立自然公園等の管理 |
| | ・国立公園(中部山岳、白山)・国定公園(能登半島) |
| | ・県立自然公園(5か所) ・県定公園(17か所) ・県民公園の管理運営 |
| | (県民公園 8か所) |
| | |
| | ■登山者等に対する安全対策の推進 |
| | ● 山岳地における標識の設置など安全対策の推進 |
| | ● 山岳診療所の開設や遭難防止対策の実施 |
| | ■温泉源の保全と適正な利用の推進 |
| | ■ 温泉源の泉温、揚湯量及び成分の定期的な監視 |
| | • 温泉利用施設における温泉成分等分析調査の実施や衛生管理の推進 |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|----------|---|
| (3)自然環境保 | ■身近な自然環境や自然公園等における美化活動の推進 |
| 全活動の推進 | ● 県土美化推進運動の実施 |
| | • 自然公園等のクリーン作戦の展開 |
| | ■自然環境保全地域等の保全 |
| | • 自然保護指導員、鳥獣保護員等による巡視、指導など保全事業の実施 |
| | • 中部山岳国立公園内を走行する低公害バスの導入に対する支援 |
| | ■自然公園の貴重な植生の保護・復元 |
| | • 立山黒部アルペンルート沿線等における、植生の復元やブナ林の保全対策等の推進 |
| | ■環境配慮型公衆トイレ等の整備 |
| | ● 環境配慮型公衆トイレや環境配慮型山小屋トイレの整備 |
| | ※環境配慮型公衆トイレ整備数 【H17:9件→H23:12件】 |
| | ■地球温暖化など地球環境保全に関する調査研究の推進(再掲) |
| | 立山植生モニタリング調査の実施 酸性雨、黄砂に関する調査研究の実施 |
| | ・設に内、東辺に対する両直川元の大池 |
| | ■環日本海地域における環境保全の推進(再掲) |
| | |
| | 活動に対する支援 |
| | |
| (4)生物多様性 | ■希少な野生生物の保護など生物多様性の保全 |
| の確保 | レッドデータブックに記載されている希少種等の生息・生育環境等の保全 スメーカがた息まる。 スメーカがた息まる。 スメーカがた息まる。 スメールの思な |
| | ライチョウが生息するハイマツ帯への立入り規制やパトロールの実施イヌワシ等が生息する地域における開発行為等に際しての保護方策の実施 |
| | |
| | ■鳥獣保護区の設定による生態系や生物多様性の保全 |
| | • 鳥獣保護事業計画に基づく鳥獣保護区等の設定 |
| | ※鳥獣保護区数 【H17:40か所→H23:41か所】 |
| | ※鳥獣保護区面積 【H17:107,413ha→H23:108,065ha】 |
| | ■自然と共生した地域づくりによる生物多様性の保全 |
| | ●街なかビオトープの推進 |
| | ● 県民公園等における森や水辺のビオトープづくりの実施 ■ 動物物の生息 - 生奈に到家した河川敦煌や農業の生産基盤等の敦煌 (五月) |
| | 動植物の生息・生育に配慮した河川整備や農業の生産基盤等の整備(再掲) |
| | ■外来生物等の侵入防止による生態系の保全 |
| | • ブラックバス等の外来生物の規制や駆除 |
| | • 立山等における外来植物等の侵入防止と除去の推進 |
| | ■生物多様性の保全を図る森づくりの推進(再掲) |
| | 里山における県民協働による広葉樹林整備や竹林整理 『夢がないと思われる。 『夢がないと思われる』 『夢がないと思われる。 『夢がないと思われる。 『夢がないと思われる』 『夢がないと思われる』 『夢がないと思われる』 『夢がないと思われる』 『夢がないと思われる。 『夢がないと思われる。 『夢がないと思われる。 『夢がないと思われる。 『『夢がないないと思われる』 『『夢がないないと思われる』 『『夢がないないないないないないないないないないないないないないないないないないない |
| | ● 風雪被害林や過密人工林におけるスギと広葉樹の混交林への誘導整備 ● 自然の推移による成熟した天然林を目指す「保全林」の保全・保護 |
| | - ロバベノルグルグの必然でして人がができます。 「本土が」の本土・体験 |
| | |
| | |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|----------|--|
| (5)人と野生鳥 | ■希少野生鳥獣の保護管理の推進 |
| 獣との共生 | 立山地域におけるライチョウの生息数調査等の実施及び保護指針の策定 イヌワシの生息状況調査や生態調査等の実施 |
| | |
| | ■人とあつれきのある野生鳥獣の保護管理の推進 |
| | 生息数・行動域・生息環境等の調査の実施 (ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンカモシカ、カワウ等) |
| | (二ボンりが、フキノブフャ、イブブブ、二ボブガモブガ、ガブブ等) ● 特定鳥獣保護管理計画等の策定と計画に基づく保護管理の推進 |
| | • ツキノワグマハザードマップの作成など被害防除対策の充実 |
| | |
| | ■野生鳥獣共生管理員の設置による相談・指導体制の充実 |
| | 自然博物園ねいの里における野生鳥獣に関する相談業務の充実 地域講習会等の開催による人と野生鳥獣との共生の普及・啓発 |
| | |
| | ※野生鳥獣共生管理員による地域講習会開催数 【H17:9回→H23:15回】 |
| | ■狩猟者の育成・確保など野生鳥獣の保護管理体制の維持 |
| | • シンポジウムの開催等による狩猟の公益性の普及・啓発 |
| | • 各種講習会の開催支援など有害鳥獣捕獲担い手の育成確保の推進 |
| | ■鳥獣による被害を受けにくい総合的な地域づくりの推進 |
| | • 地域対策協議会が自主的に取り組む被害防除対策への支援 |
| | • 野生鳥獣の隠れ場所や移動経路となる河川敷等の草刈の実施(再掲) |
| | • 森林に隣接する耕作放棄地等におけるカウベルト(牛の放牧帯)の設置(再掲) |
| | ■野生鳥獣との共生を図る森づくりの推進(再掲) |
| | • 野生鳥獣との棲み分け等を目的とした里山の再生整備 |
| | |

9 生活環境の保全

政策目標 (政策の目指すべき成果)

きれいでさわやかな大気、豊かで清らかな水など安全で健康的な生活環境が確保されている こと。

| 重点施策 | 主な事業等 |
|----------|---|
| (1)環境モニタ | = 環境基本計画等の推進 |
| リングや発生源 | ■環境基本計画に基づく環境施策の総合的な推進 |
| 対策の推進 | ・ 環境基本計画に基づく環境地域の総合的な推進 ・ 富山・高岡地域の公害防止計画の推進 |
| 対域の推進 | ●毎日・同画地域の五音別正可画の推進 |
| | ■環境モニタリングの推進 |
| | ◆ 大気汚染監視テレメータシステムによる環境基準適合状況の監視 |
| | (大気環境の変化に対応した新たなモニタリング体制の構築(H19)) |
| | ・公共現場の受信に対抗して場所にはビニックラッドに制き構造(1110万) ・公共用水域等(河川、海域、湖沼及び地下水)の環境基準適合状況の監視 |
| | (27河川、3湖沼、2海域及び地下水76地点における水質調査) |
| | 地下水位や地下水塩水化状況の監視(再掲) 地下水位や地下水塩水化状況の監視(再掲) |
| | 「・地下水位:県内33箇所(うち4箇所:テレメータシステムより監視) |
| | ・地下水塩水化:沿岸部130地点 |
| | ◆主要道路交通騒音や航空機騒音の環境基準適合状況の監視 |
| | ● 漁場環境監視調査などの漁場水質保全対策の実施(再掲) |
| | /// // // // // // // // // // // // // |
| | ■発生源対策の推進 |
| | • 大規模工場の立地等に対する環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施 |
| | • 公害防止条例に基づく工場等の新増設時の事前協議による指導 |
| | • 環境関係法令に基づく工場・事業場への立入調査など監視指導 |
| | |
| | ■生活環境に配慮した事業活動の普及 |
| | • ブルースカイ計画やクリーンウオーター計画に基づく汚染物質の排出削減など事業者の環境 |
| | 配慮活動の推進 |
| | ● 富山湾の水質保全対策の推進 |
| | 「・工場・事業場の自主的な窒素、りん削減対策の推進 |
| | ・汚濁負荷発生状況や環境モニタリング調査の実施 |
| | (・大学等と連携した富山湾の環境に関する総合的な研究の推進) |
| | • 県民公園新港の森など公害緩衝緑地の管理 |
| | • 中小企業者等への環境施設整備資金の融資 |
| | (対象事業:公害防止施設、低公害車、緩衝緑地の設置 等) |
| | • 低公害バス導入に対する支援 |
| | • 地下水の保全、適正利用及び涵養など地下水指針の推進(再掲) |
| | (地下水涵養に対する技術的支援や地下水利用対策協議会の支援) |
| | ● 農薬、化学肥料の適正使用による環境にやさしい農業の推進(再掲) |
| | • 家畜排せつ物処理施設の整備等に対する助成など畜産環境保全対策の推進(再掲) |
| | |
| | ■汚水処理施設の整備の推進 |
| | 全県域下水道化新世紀構想に基づく汚水処理施設の整備の推進 「、エル芝東業の批准 |
| | ・下水道事業の推進 |
| | ・農山村地域等の集落排水事業(農村下水道)の推進 |
| | ・浄化槽整備事業の推進 |
| | |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|----------|--|
| (2)化学物質に | ■有害物質の環境等モニタリングの推進 |
| よる環境汚染の | • ダイオキシン類に係る工場等の監視指導や大気、公共用水域等(河川、海域、地下水、底質)、 |
| 防止 | 土壌の環境基準適合状況の監視 |
| | • 県内の主要河川における内分泌撹乱物質(環境ホルモン)の水質調査の実施 |
| | • アスベストを使用した建築物の解体工事等の監視及び環境濃度モニタリングの実施 |
| | • 有害大気汚染物質のモニタリング調査による環境基準等適合状況の監視 (環境基準) |
| | 環境基準や指針値設定項目を含む優先取組物質のモニタリング) |
| | ■化学物質対策の推進 |
| | • 化学物質の排出量等の把握や削減の推進及び県民、事業者への情報の提供 |
| | 「・化学物質排出把握管理促進法に基づく届出の受付や排出量等のホームページによる情) |
| | 報の提供 |
| | ・化学物質削減の指導・助言 |
| | ・化学物質の適正管理等に対する技術的支援 |
| | (化学物質管理計画策定ガイドライン(仮称)による技術的支援(H19〜)) |
| | ■富岩運河等のダイオキシン類汚染対策の推進 |
| | • ダイオキシン類汚染原因調査の実施 |
| | • ダイオキシン類対策工法調査等の実施 |
| | ■十壌汚染対策の推進 |
| | - 工場/7米/7ペの推進 - 市街地の土壌汚染に係る事業者等の指導や情報の提供 |
| | 「・事業者等が実施する土壌調査や汚染土壌除去等への指導・助言 |
| | ・土壌汚染対策法に基づく指定区域や有害物質使用履歴等の情報提供 |
| | 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく神通川流域及び黒部地域におけるカドミウ |
| | ム汚染農用地の土壌復元の実施(再掲) |
| | ※カドミウム汚染農地復元進捗率 【H17:89%→H23:99%】 |
| | ◆土壌復元後の農用地におけるカドミウム濃度調査の実施(再掲) |
| | |
| (3)県民等の自 | ■地域環境資源の保全対策の推進や情報発信 |
| 主的な環境保全 | • 「とやまの名水」、「かおり風景」など地域環境資源の県内外へのPRや環境保全活動の啓 |
| 活動への参加促 | 発 (|
| 進 | ・市町村がモデル的に実施する自噴井戸保全の取組みを支援する「ふるさと湧水保全モ |
| | デル事業」の実施(H19) ・ 大阪社等におけるようなような状態で用かり合う活動の状態、見かりもの情報発信 |
| | │ ・ 市町村等におけるとやまの名水の維持管理や保全活動の推進、県内外への情報発信 │ |
| | ● 1月11月刊寺が実施する体材田寺を利用した地下が涵養の取組のに対する技術的文法 (地下水涵養マニュアルの普及・啓発や適地選定、効果の確認方法など技術的事項の助言) |
| | |
| | ■エコライフスタイルの普及 |
| | • エコドライブ宣言者の募集などによるエコドライブの普及・啓発の推進 |
| | (エコドライブ講習会の開催(H18~)) |
| | ● 環境に配慮した生活様式(エコライフスタイル)の普及啓発(再掲) 「「トゥナエコライフ、スクト 10字景」ナルンパペーン(の展開(U10)) |
| | ・「とやまエコライフ・アクト10宣言」キャンペーンの展開(H18~) ・エコライフ・アクト大会の開催 |
| | |
| | |
| | ■環境保全活動の推進や情報提供 |
| | ● 環境とやま県民会議(仮称)の活動推進(H19~)(再掲) 「・参加主体 県民、事業者、報道機関、行政 |
| | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | ロ判ヒ3台 エコノ1ノヘノ1ルツ自火体C-塚児休土/1判V/推進 |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|---------------|---|
| | ・県民総ぐるみの県土美化推進運動の展開 県土美化推進県民会議を中心とした「まちやむらを美しくする運動」、「山や海岸をきれいにする運動」などの展開 ・こどもエコクラブの活動支援やこどもエコフェスティバルの開催 ・こどもエコクラブによる資源ごみ集団回収の実施。 ・こどもエコクラブの研修会、交流会等の開催 ・環境教育推進方針に基づく取組みの実施 ・環境学習プログラムの普及 ・地域や環境関連施設での環境教育の推進 ・環境保全相談や出前講座による県民、事業者等の環境保全活動への参加の促進 |
| (4)環日本海地 | ■環日本海地域における国際環境協力の推進 |
| 域における環境 保全 | (財)環日本海環境協力センター(NPEC)が実施する環日本海地域の環境保全活動に対する支援 |
| | ・NPECがNOWPAPの「特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター(CEARAC)」として実施する人工衛星や生物などを活用した海洋環境モニタリング技術の開発・推進、海洋ごみ対策などの海洋環境保全活動への支援・環日本海地域の環境情報の発信・漂着ごみ対策や水質環境保全など、地域に共通した環境問題に関する調査研究の実施・環境技術研修員の受入れ、環境技術者の派遣等による人材育成等の推進・北東アジア地域自治体連合(NEAR)環境分科委員会を通じた沿岸自治体間の情報共有や共同プロジェクト実施等の環境保全交流の推進・北東アジア地域の環境保全に向けた取組みの検討や国際フォーラムの開催などによる環境保全に関するパートナーシップの推進 |
| | ■北西太平洋行動計画に対する協力の推進(再掲) • 北西太平洋行動計画(NOWPAP)本部事務局(富山市)の運営支援 |

10 循環型・脱温暖化社会の構築

政策目標 (政策の目指すべき成果)

誰もが廃棄物の発生抑制や循環的利用(再使用、再生利用及び熱回収)などに積極的に取り組むとともに、温室効果ガス排出量の削減に向けた行動を実践していること。

| 重点施策 | 主な事業等 |
|----------|---|
| (1)廃棄物の発 | ■廃棄物の発生抑制の推進 |
| 生抑制、循環的 | • とやま廃棄物プランに基づく取組みの推進 |
| 利用等の推進 | • 資源回収活動など県民参加によるごみゼロ運動の推進(再掲) |
| | • マイバッグの普及啓発等によるレジ袋の削減の推進 |
| | |
| | ■廃棄物の循環的利用の促進 |
| | ●廃棄物循環的利用推進指針に基づく取組みの実施(H19~) |
| | • リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の推進 |
| | ・産業廃棄物の多量排出事業者の発生抑制、リサイクル等の推進 |
| | 対象:産業廃棄物(廃プラ、汚泥、鉱さい等)を多量に排出する事業者 |
| | 内容:行政、環境関連NPO法人による技術的支援、事業者による実証試験 |
| | ・ごみ焼却灰の公共事業における有効利用の促進 |
| | ・国連大学と連携した発生抑制、リサイクル等の推進のためのフォーラムの開催 |
| | (・こどもエコクラブによる資源ごみ集団回収の実施 |
| | • 市町村等の生ごみリサイクル推進への協力 |
| | • リサイクル認定制度による普及の促進 |
| | 「・認定対象 リサイクル製品、エコショップ、エコ事業所」 |
| | (· 認定の公募 年2回) |
| | ◆中小企業者等への環境設備整備資金の融資(再掲) |
| | (対象事業:廃棄物のリサイクル施設 等) |
| | ● 資源循環を促進するエコタウン事業等への協力 ・容器気は、良動素、独乳感変物、金品など名乗りせんな単さの状態(・報告根) |
| | ● 容器包装、自動車、建設廃棄物、食品など各種リサイクル法の推進(一部再掲)・ 左機原姿質である常気はせつ物、大原変廃棄物のリサイクルの推進(再規) |
| | 有機質資源である家畜排せつ物、木質系廃棄物のリサイクルの推進(再掲) おばて水道の下水海のスラグルなが到途田(再規) |
| | • 流域下水道の下水汚泥のスラグ化など利活用(再掲) |
| | ■廃棄物の適正処理の推進 |
| | • 排出事業者や処理業者の監視、指導 |
| | • 排出事業者への情報提供、優良な産業廃棄物処理業者の育成 |
| | [・「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準」に適合する事業者のホームペ |
| | [一ジでの紹介] |
| | PCB廃棄物の適正処理の推進 |
| | • パトロール活動や不法投棄110番による不法投棄の防止対策の推進 |
| | 「· 産業廃棄物監視指導員による広域パトロール」 |
| | し、猟友会等による山間地等での監視 |
| | 農業用廃プラスチックの適正処理の推進(再掲) |
| | ● 家畜排せつ物の適正処理の推進(再掲) |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|----------|---|
| (2)温室効果ガ | ■地球温暖化防止に関する情報提供・普及啓発 |
| ス排出量の削減 | • インターネット等を活用した情報提供、情報交流の促進 |
| | ● 「とやまエコライフ・アクト10宣言」キャンペーンの展開(H18~)(再掲) |
| | ● 地球温暖化防止県民大会の開催(H18~) |
| | |
| | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | 地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策地域協議 |
| | 会の活動支援による地域に根ざした啓発活動の実施、取組みの普及 |
| | • 地球温暖化やオゾン層破壊の原因となるフロン類の適正かつ確実な回収の推進 |
| | • 燃費性能に優れた自動車の普及 |
| | |
| | ■家庭のエネルギー消費量の削減推進 |
| | • 環境家計簿や省エネ機器を活用した、地域ぐるみの温室効果ガス排出量の削減 |
| | (とやまエコ・メイト事業) |
| | • 10歳の児童を中心とした家庭での地球温暖化防止活動の実践 |
| | (とやま環境チャレンジ10:H16~) |
| | |
| | ■事業者の効率的なエネルギー利用の推進 |
| | ● 環境マネジメントシステム「エコアクション21」の取得支援(H18~) |
| | ● 省エネセミナー開催等による事業者の省エネ型事業活動の推進 |
| | ■公共交通機関の利用促進 |
| | - ACA A B B B B B B B B B B B B B B B B B |
| | |
| | |
| | ■新エネルギー等の導入促進 |
| | ● 新エネルギー導入促進に向けた普及啓発(再掲) |
| | • 新エネルギー分野での新商品・技術開発支援(再掲) |
| | |
| | ■二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全 |
| | 保育、間伐等の計画的な実施による健全な人工林の育成(再掲) 京場の スーナー 大き 「大きない」 などの思想 (下規) |
| | ● 高齢級の人工林を対象とした「抜き伐り」施業の実施(再掲) ■ 8 保安せの第三な保令、第四(再規) |
| | ● 保安林の適正な保全・管理(再掲) |
| | |
| (3)環境教育の | ■環境教育の推進 |
| 推進と環境保全 | • 環境月間等での普及啓発の実施(再掲) |
| 活動の拡大 | • こどもエコクラブの活動支援やこどもエコフェスティバルの開催(再掲) |
| | 「・こどもエコクラブによる資源ごみ集団回収の実施) |
| | ・こどもエコクラブの研修会、交流会等の開催 |
| | • 環境教育推進方針に基づく取組みの実施(再掲) |
| | (・環境学習プログラムの普及 |
| | · 地域や環境関連施設での環境教育の推進 |
| | • (財)とやま環境財団と連携したイベント等の実施やホームページ等での環境情報の提供(再 |
| | 揭) |
| | ● 環境保全相談や出前講座による県民、事業者等の環境保全活動への参加の促進(再掲) |
| | ■エコライフスタイルの普及 |
| | |
| | ●エコライフ・アクト大会の開催 |
| | ● 市町村等での関連イベントの開催 (H18~) |
| | |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|-----------------|--|
| | ■環境保全活動の推進 ●環境とやま県民会議(仮称)の活動推進(H19~) ・参加主体 県民、事業者、報道機関、行政 ・活動内容 エコライフスタイルの普及など環境保全活動の推進 ●とやま環境フェアや資源回収活動などへの県民参加の促進(再掲) ●地球温暖化防止に関する情報提供、普及啓発(再掲) ●環境家計簿や省エネルギー機器の普及、環境マネジメントシステムの導入促進(再掲) ●地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策地域協議会の活動支援による地域に根ざした啓発活動の実施、取組みの普及(再掲) |
| | ■行政における率先的な環境保全活動 • ISO14001など環境マネジメントシステムや新県庁エコプランの推進 • グリーン購入の推進 • 公共工事に伴う建設系廃棄物の発生抑制や再利用の促進 |
| (4)技術開発と調査研究の推進 | ■環境にやさしい製品等の普及と技術開発 ● リサイクル製品やエコショップ、エコ事業所の認定による普及の促進(再掲) ※リサイクル製品認定数 【H17:83製品→H23:110製品】 ●廃棄物循環的利用推進指針に基づく取組みの実施(H19~)(再掲) ● 新エネルギー分野での新商品・技術開発支援(再掲) ● 食品リサイクル関連事業の創出(再掲) |
| | ■調査研究の推進 ●廃棄物の循環的利用や温暖化の影響等に関する研究の推進(再掲) ●バーク等の木質系廃棄物の利活用に関する研究の推進(再掲) ●農業系などのバイオマスの利活用に関する研究の推進(再掲) ■経済的手法の導入 ●中小企業者等への環境施設設備整備資金の融資(再掲) ● グリーン購入の推進など地域経済のグリーン化の促進(再掲) |

11 水資源の保全と活用

政策目標 (政策の目指すべき成果)

空から山、平野、川等を経て富山湾に至る水の循環と県民の諸活動との調和が図られ、水資源が有効に活用されるとともに、地域に根ざした水文化が継承されていること。

| 重点施策 | 主な事業等 |
|---------------------------|---|
| (1)水源の保全 | ■健全で機能の高い森づくりの推進(再掲) |
| と涵養 | 水土保全機能などの維持・向上に寄与する「混交林」への誘導整備及び「保全林」の維持・ 保全 |
| | 「・風雪被害林や過密人工林におけるスギと広葉樹の混交林への誘導整備 ・治山事業による荒廃山地の復旧整備、山地の崩壊等の未然防止 ・保安林の適正な保全・管理(保安林の指定・解除及び伐採等の行為制限等) 資源の循環利用を重視した「生産林」の整備 「間伐、抜き伐りなどの計画的な森林整備の推進 ・森林所有者等による計画的な森林施業を促進するための森林調査、歩道整備等への支援 |
| | 「とやまの森づくりサポートセンター」による県民による森づくり活動の支援 ・森林ボランティアへの技術研修の実施 ・森林ボランティアへの貸出用機器の整備 ・森林ボランティアの拡大を図るための広報活動の実施 |
| | ■地下水の保全・適正利用 ●地下水採取条例や地下水指針に基づく地下水保全・適正利用の推進 ・地下水の取水規制、立入調査や地下水揚水量調査など監視・指導 ・地下水の節水・利用の合理化、自噴井戸の余剰水対策の推進 ・地下水利用対策協議会が実施する自主的対策への支援 ● 冬期間の地下水位低下対策の推進 |
| | 「消雪設備維持管理マニュアル」の普及啓発による消雪設備の適正な維持管理の推進 ・インターネットによる地下水位に関するリアルタイム情報の提供(テレメータ化)と 普及啓発 ・市町村や関係機関と連携した冬期間の安全水位を踏まえた具体的な地下水位低下対策 の検討・実施 |
| | ■地下水涵養の推進◆ 市町村等に対する地下水涵養マニュアルの普及、啓発や水田等を利用した地下水涵養事業に係る適地選定、効果の測定など技術的支援 |
| (2)水資源の有 効利用と多面的 活用 | ■水の合理的な利用の促進(再掲) • 既存ダムの再開発や河川管理者・利水関係者の協議調整による用途間転用など (・当面使用されないダム容量の見直しによる河川維持流量の確保) ・転用可能な水が見込まれる場合の他用途への転用の推進 |
| | ■水の多面的活用の推進(再掲) ◆小水力発電の調査・推進 ・農業用小水力発電に関する研修会の開催等による普及啓発 ・小水力発電を含む新エネルギー導入促進に向けた普及啓発や新商品・技術開発支援 ● 下水、産業排水等を再生した水や雨水など雑用水の有効利用の普及啓発 |

| ■安全で安心な飲料水の確保 ・水道の広域化の推進と経営基盤の強化 (上水道と簡易水道等を統合する「簡易水道等統合計画」の策定指導 ・老朽水道管の更新、耐震化の推進 ・水道事業者に対する水道施設の耐震化を含めた計画的な老朽管更新 ・和田川・子撫川水道管理所緊急導水施設整備計画策定 ・送水管路健全性調査 ・水質管理体制の強化 ・「県水道水質管理計画」に基づく水道事業者等との水道水の水質管 ・県西部水道用水供給事業水質検査計画の策定 (3)水環境の保 全 ■水質の保全(再掲) ・公共用水域の水質常時監視体制の充実 ・公共用水域における水質調査 (27河川、3湖沼、2海域及び地下水76地点) ・富山湾の水質保全対策の推進 (汚濁物質の削減指導及び対策進捗状況の確認調査など) ・漁場水質保全対策の実施 (漁場環境監視調査など) | |
|---|------------|
| 老朽水道管の更新、耐震化の推進 ・水道事業者に対する水道施設の耐震化を含めた計画的な老朽管更新・和田川・子撫川水道管理所緊急導水施設整備計画策定・送水管路健全性調査 ・水質管理体制の強化 ・「県水道水質管理計画」に基づく水道事業者等との水道水の水質管・県西部水道用水供給事業水質検査計画の策定 (3)水環境の保全(再掲) ・公共用水域の水質常時監視体制の充実・公共用水域の水質常時監視体制の充実・公共用水域における水質調査(27河川、3湖沼、2海域及び地下水76地点)・富山湾の水質保全対策の推進(汚濁物質の削減指導及び対策進捗状況の確認調査など)・漁場水質保全対策の実施(漁場環境監視調査など) | á) |
| ・和田川・子撫川水道管理所緊急導水施設整備計画策定 ・送水管路健全性調査 ・水質管理体制の強化 ・「県水道水質管理計画」に基づく水道事業者等との水道水の水質管 ・県西部水道用水供給事業水質検査計画の策定 (3)水環境の保全(再掲) ・公共用水域の水質常時監視体制の充実 ・公共用水域における水質調査 (27河川、3湖沼、2海域及び地下水76地点) ・富山湾の水質保全対策の推進 (汚濁物質の削減指導及び対策進捗状況の確認調査など) ・漁場水質保全対策の実施 (漁場環境監視調査など) | , , |
| (3)水環境の保 ・ 県西部水道用水供給事業水質検査計画の策定 ■水質の保全 (再掲) ・公共用水域の水質常時監視体制の充実 ・公共用水域における水質調査 (27河川、3湖沼、2海域及び地下水76地点) ・富山湾の水質保全対策の推進 (汚濁物質の削減指導及び対策進捗状況の確認調査など) ・漁場水質保全対策の実施 (漁場環境監視調査など) | 1104 |
| 全 | 野理の共同実施 |
| ・公共用水域における水質調査 (27河川、3湖沼、2海域及び地下水76地点) ・富山湾の水質保全対策の推進 (汚濁物質の削減指導及び対策進捗状況の確認調査など) ・漁場水質保全対策の実施 (漁場環境監視調査など) | |
| 工場等発生源の監視・指導など排水対策 (水質汚濁防止法等の環境関係法令に基づく監視パトロール) 水質汚濁未然防止対策の推進 環境影響評価条例に基づく大規模な開発行為についての環境影響語・公害防止条例に基づく工場等の新増設時の事前協議による指導の実 汚水処理施設整備の推進(再掲) 下水道事業の推進 流域下水道の整備(神通川左岸流域下水道、小矢部川流域下水道 | 尾施 |
| 流域ト水道の整備(神通川左岸流域ト水道、小矢部川流域ト水道 公共下水道の整備(15市町村で実施) ・農山村地域等の集落排水事業の推進 ・浄化槽整備事業の推進 | |
| ■動植物の生息環境に配慮した多自然川づくりの推進(再掲) • 水際の置き石や魚道など魚類の生息環境の保全・創出 | |
| • 植物が生育しやすい堤防や護岸などの整備による河川の植生の保全・復 | 远 |
| ■田園環境整備や農業用水等を活かした水辺景観の保全と活用(再掲) • 田園環境整備マスタープラン等の策定 | |
| 生態系や景観へ配慮した農業農村整備事業の推進■地域用水機能の保全管理活動の推進(再掲) | |
| 地域用水機能の株主管理活動の推進 地域用水機能の維持・増進を図る活動の推進 国営及び県営造成農業水利施設の管理体制の整備・強化支援 | |
| | |

| 【4)水を活かした産業の発展 ●水文化の総承 ●水文化の保存再生活動等への支援 ■水を活かした産業の振興 ●名水の保全と利用 ①「とやまの名水」の保全・整備や保全活動の推進(再掲) ①・市町村がモデル的に実施する自噴井戸保全の取組みを支援する「ふるさと湧水保全モデル事業」の実施(再掲) ②「とやまの名水」のPRやイメージアップ活動への支援 ●水辺を活かしたまちづくりや水を利用した産業・観光の振興(再掲) ②「市町村や民間事業者が主体となった水辺を活かしたまちづくりの推進 ②医薬、健康増進、食品など幅広い分野における深層水利用研究の推進や商品化研究の支援 ③下町村や民間事業者が主体となった水辺を活かしたまちづくりの推進 ③を薬、健康増進、食品など幅広い分野における深層水利用研究の推進や商品化研究の支援 ③「富山の深層水」ブランド確立による深層水商品の販路開拓や深層水利用企業開拓の推進 | |
|---|---|
| ●水文化の保存再生活動等への支援 ■水を活かした産業の振興 ●名水の保全と利用 ① 「とやまの名水」の保全・整備や保全活動の推進(再掲) ① 市町村がモデル的に実施する自噴井戸保全の取組みを支援する「ふるさと湧水保全モデル事業」の実施(再掲) ② 「とやまの名水」のPRやイメージアップ活動への支援 ●水辺を活かしたまちづくりや水を利用した産業・観光の振興(再掲) ② 市町村や民間事業者が主体となった水辺を活かしたまちづくりの推進 ② 医薬、健康増進、食品など幅広い分野における深層水利用研究の推進や商品化研究の支援 ③ 「富山の深層水」ブランド確立による深層水商品の販路開拓や深層水利用企業開拓の | |
| ■水を活かした産業の振興 ●名水の保全と利用 「とやまの名水」の保全・整備や保全活動の推進(再掲) ・市町村がモデル的に実施する自噴井戸保全の取組みを支援する「ふるさと湧水保全モデル事業」の実施(再掲) ・「とやまの名水」のPRやイメージアップ活動への支援 ●水辺を活かしたまちづくりや水を利用した産業・観光の振興(再掲) ・市町村や民間事業者が主体となった水辺を活かしたまちづくりの推進・医薬、健康増進、食品など幅広い分野における深層水利用研究の推進や商品化研究の支援 ・「富山の深層水」ブランド確立による深層水商品の販路開拓や深層水利用企業開拓の | |
| 名水の保全と利用 「とやまの名水」の保全・整備や保全活動の推進(再掲) 市町村がモデル的に実施する自噴井戸保全の取組みを支援する「ふるさと湧水保全モデル事業」の実施(再掲) 「とやまの名水」のPRやイメージアップ活動への支援 水辺を活かしたまちづくりや水を利用した産業・観光の振興(再掲) 市町村や民間事業者が主体となった水辺を活かしたまちづくりの推進 医薬、健康増進、食品など幅広い分野における深層水利用研究の推進や商品化研究の支援 「富山の深層水」ブランド確立による深層水商品の販路開拓や深層水利用企業開拓の | |
| 「とやまの名水」の保全・整備や保全活動の推進(再掲) ・市町村がモデル的に実施する自噴井戸保全の取組みを支援する「ふるさと湧水保全モデル事業」の実施(再掲) ・「とやまの名水」のPRやイメージアップ活動への支援 ・水辺を活かしたまちづくりや水を利用した産業・観光の振興(再掲) ・市町村や民間事業者が主体となった水辺を活かしたまちづくりの推進 ・医薬、健康増進、食品など幅広い分野における深層水利用研究の推進や商品化研究の支援 ・「富山の深層水」ブランド確立による深層水商品の販路開拓や深層水利用企業開拓の | |
| ・市町村がモデル的に実施する自噴井戸保全の取組みを支援する「ふるさと湧水保全モデル事業」の実施(再掲) ・「とやまの名水」のPRやイメージアップ活動への支援 ・水辺を活かしたまちづくりや水を利用した産業・観光の振興(再掲) ・市町村や民間事業者が主体となった水辺を活かしたまちづくりの推進・医薬、健康増進、食品など幅広い分野における深層水利用研究の推進や商品化研究の支援 ・「富山の深層水」ブランド確立による深層水商品の販路開拓や深層水利用企業開拓の | , |
| デル事業」の実施(再掲) ・「とやまの名水」のPRやイメージアップ活動への支援 ・水辺を活かしたまちづくりや水を利用した産業・観光の振興(再掲) ・市町村や民間事業者が主体となった水辺を活かしたまちづくりの推進 ・医薬、健康増進、食品など幅広い分野における深層水利用研究の推進や商品化研究の 支援 ・「富山の深層水」ブランド確立による深層水商品の販路開拓や深層水利用企業開拓の | |
| 水辺を活かしたまちづくりや水を利用した産業・観光の振興(再掲) ・市町村や民間事業者が主体となった水辺を活かしたまちづくりの推進 ・医薬、健康増進、食品など幅広い分野における深層水利用研究の推進や商品化研究の支援 ・「富山の深層水」ブランド確立による深層水商品の販路開拓や深層水利用企業開拓の | |
| ・市町村や民間事業者が主体となった水辺を活かしたまちづくりの推進 ・医薬、健康増進、食品など幅広い分野における深層水利用研究の推進や商品化研究の 支援 ・「富山の深層水」ブランド確立による深層水商品の販路開拓や深層水利用企業開拓の | |
| ・医薬、健康増進、食品など幅広い分野における深層水利用研究の推進や商品化研究の 支援 ・「富山の深層水」ブランド確立による深層水商品の販路開拓や深層水利用企業開拓の | |
| 支援 ・「富山の深層水」ブランド確立による深層水商品の販路開拓や深層水利用企業開拓の | |
| | |
| | |
| ・富山の水や水辺空間など優れた観光資源を活かした観光モデルルートの開発・PR ・アユ・サクラマス・サケ資源の増大の推進 | |
| | J |
| ■水を通じた交流と連携、河川愛護活動等の推進(再掲) | |
| 水への意識を高めるための地域の交流・連携の推進 | |
| (・川や水路等の現地見学・学習会、都市農村交流や漁民の森づくり活動の推進) | |
| ・飛越地域森林・林業連携協議会等による上下流連携の推進 | |
| • 川を守り育てる美化活動や河川愛護活動を行う団体への支援 | |
| ■水情報の発信と水環境学習の推進 | |
| ●水情報の発信 | |
| ・水循環に関する総合ポータルサイトの開設 | |
| ・国際会議を通じた情報発信 | |
| (国際水文地質学会 (IAH) 平成20年度開催など) | |
| ◆ 水環境学習の推進(再掲)← ### II kのII + #7 Ko II + #7 Ko | |
| ・農業用水の歴史学習をする「水土里(みどり)」探訪事業の推進 「山、田、海」なめぐる水焦環についての研究が研究式用の並及 | |
| ・ | |

12 生活交通の確保

政策目標 (政策の目指すべき成果)

生活を支える身近な公共交通が整備されており、高齢者、障害者、幼児を含め、誰もが安全で快適に移動できること。

| 重点施策 | 主な事業等 |
|---------------------|---|
| (1)地域公共交 通の利便性向上 | ■北陸新幹線の新駅や現高岡駅などの拠点駅の交通結節機能充実への支援 ●路線バスやタクシーへの乗り継ぎ、パークアンドライドに対応した交通広場の整備 (新幹線新駅(~H26)、現高岡駅(H16~H27)) ●新幹線から既存鉄道(JR城端線、地鉄本線)への乗り継ぎのための新駅整備(~H26) ●万葉線の電停の新設(末広町電停(H19)、高岡駅に隣接した電停(~H27)) ●異なる路線間の直通運転の検討 |
| | ■県内共通の交通 Cカードシステムの検討 ● 交通 Cカードシステム検討会(仮称)の開催(H19~) ⑥・参加機関:国、県、市町村、交通事業者等 ⑥・検討内容:システム導入の方向性や課題の整理 |
| | ■市町村や交通事業者が行う利用者サービス向上の取組みへの支援 ・富山県公共交通活性化総合対策事業(県単補助制度)の推進 ・パークアンドライド駐車場や駐輪場、バス停、電停等の整備 ・路面電車電停、バス停上屋、高速バス停留所の整備 ・コミュニティバスなどの計画策定や実証実験 ・運行ダイヤの改善(本数増加、乗継ぎ円滑化、最終便繰下げ、パルスダイヤ化など) |
| | ※公共交通活性化調査実施件数(累計)【H17:20件→H23:30件】● 富山地方鉄道市内軌道の複線化(安野屋交差点~五福交差点)(~H23) (都市計画道路呉羽町袋線の整備(富山大橋の架け替え)にあわせて実施予定) |
| (2)地域公共交 通の維持確保 | ■並行在来線経営計画の策定推進 ・並行在来線運営会社の設立に向けた調査・検討(H17~) (将来需要予測調査の実施(H18)収支予測調査の実施(H19)) ・ 並行在来線の活性化策の検討 |
| | ■鉄道、路面電車、バスの維持活性化対策への支援 ・城端・氷見線活性化推進協議会の活動支援 ・市町村等が行う公共交通の維持確保の取組みへの支援 (公共交通の利用促進を図るための計画策定や施設整備(パークアンドライド駐車場、バス停、電停等)に対する補助等) |
| | ■鉄道、路面電車の安全性向上等のための施設整備に対する支援 • 交通事業者が行う、橋梁やトンネルの改修、重軌条交換、軌道道床硬質構造化などの施設整備に対する補助 |
| | ■バス路線の運行維持に対する支援 ・ 民営、公営の赤字バス路線の運行費や車両購入に対する補助 |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|---------------------------|--|
| | ■公共交通の利用促進運動の展開 • 県公共交通利用促進協議会等による関係機関との連携協力 • 県市町村統一ノーマイカーデーの実施 |
| (3)地域公共交 通のバリアフリ 一化 | ■低床車両導入に対する支援 ● 万葉線への新型低床車両の導入(全体6両)(~H18:3両 H19~H21:3両) ● ノンステップバスの導入(乗合バス車両の更新時に順次導入) ※低床路面電車導入台数(累計)【H17:9台→H23:13台】 |
| | ■交通結節点のバリアフリー化に対する支援 ・駅舎、電停のバリアフリー化 ・万葉線電停の段差解消 ・地鉄線駅舎の視覚障害者誘導用ブロック整備 |

13 住環境の整備

政策目標 (政策の目指すべき成果)

誰もがそれぞれのライフスタイルやライフステージに応じて住宅を選択することができると ともに、十分な耐震性やバリアフリー性能などを備えた安全な住宅で暮らしていること。

| 里川加尔・土は | |
|----------|---|
| 重点施策 | 主な事業等 |
| (1)住宅の耐震 | ■耐震診断及び耐震改修に対する支援 |
| 化・バリアフリ | ★ 木造住宅耐震診断への支援(解体管の対象診断に対する時代) |
| 一化等の促進 | (一般住宅の耐震診断に対する助成) |
| | 木造住宅の耐震改修への補助 (市町村との連携による耐震改修に対する助成) |
| | ・耐震住宅のリフォームに対する低利融資 |
| | |
| | ■住宅の耐震化への普及啓発 |
| | • 広報、パンフレット配布による普及啓発 |
| | • 工務店向けの研修会の実施 |
| | |
| | ■住宅のバリアフリー化の促進 |
| | • 高齢者等の住改善(バリアフリー化等)の推進(再掲) |
| | • バリアフリー住宅のリフォームに対する低利融資 |
| | |
| (2)住宅流通の | ■ 住宅性能表示制度の普及など、安全性の確保 |
| 適正化 | ● 住宅性能表示制度の活用促進 |
| | ●建築確認・開発行為に係る指導・監督 |
| | |
| | ■住宅等の売主瑕疵担保責任の履行の確保 |
| | • 住宅保証制度の活用促進 |
| | ● 宅地建物取引業者への適切な指導 |
| | |
| | ■リフォーム事業者に関する情報提供 |
| | ● 国土交通省の外郭団体による、住宅リフォームを検討する消費者が安心してリフォームを実 ************************************ |
| | 施するために必要となる情報を提供するリフォネットの活用促進 |
| | ■住宅に関する相談体制の充実 |
| | • 「とやま住宅相談所」における住宅相談の充実 |
| | (とやま住まいネットワークに委託) |
| | |
| | ■円滑な住替え支援の推進 |
| | • 市町村の住替え情報バンク等の情報の一元化 |
| | • 「とやま住宅相談所」における住情報の提供 |
| | (とやま住まいネットワークに委託) |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|----------|---|
| (3)公営住宅の | ■公営住宅の再編 |
| 適正な再編整備 | • 県営住宅の維持管理 |
| | ■ セーフティネットとしての公営住宅の活用 |
| | • 県営住宅の高齢者向け住戸改善 |
| | ■高齢者等に配慮した良質な賃貸住宅の供給促進 |
| | 地域優良賃貸住宅の整備に対する助成 県営住宅の高齢者向け住戸改善の実施 |
| | ※県営住宅の高齢者向け住戸改善数(累計)【H17:148戸→H23:190戸】 |
| | |
| (4)密集市街地 | ■ライフステージに対応したまちなか居住の推進 |
| の再生・更新に | • 市街地再開発事業等の促進(再掲) |
| よる住環境の改 | (総曲輪通り南地区市街地再開発事業等) |
| 善とまちなか居 | ◆ 土地区画整理事業の促進 |
| 住の推進 | (砺波市杉木土地区画整理事業等) |
| | ■ゆとりある住環境の整備の推進 |
| | • 市街地再開発事業、土地区画整理事業等の推進(再掲) |
| | ■耐震性、耐火性に優れた住宅整備の推進 |
| | ■ |
| | ・ ・ |
| | |
| (5)本県の気候 | ■美しい景観づくりへの啓発、支援 |
| ・風土、伝統・ | • 「ふるさと眺望点」の指定など、美しい景観づくりへの啓発 |
| 文化と調和した | • 歴史や文化を活かしたまち並みづくりに対する支援 |
| 住環境の整備 | 「・景観アドバイザーの派遣による技術的支援 |
| | ・住民協定の締結に向けた取組みや協定に基づく事業実施に対する助成 |
| | ■伝統工法を活かした木造住宅の普及 |
| | • 伝統工法に関する研修会等への講師派遣 |
| | • 県産材を使用する住宅建設の促進 |
| | (・県産材を一定割合以上使用する住宅建設に対する無利子融資 |
| | ・「とやま県産材アドバイザー」による県産材住宅相談会の開催 |
| | 他工事例のホームページへの掲載や事例集の作成による県民へのPRの実施」 |
| | |

14 雪に強いまちづくり

政策目標 (政策の目指すべき成果)

降積雪時においても、産業経済活動や県民生活が円滑に進められるとともに、様々な雪の文 化が継承されていること

| 里只加汞・土は | |
|--------------------|---|
| 重点施策 | 主な事業等 |
| (1) 雪害のない まちづくり | ■車道除排雪の実施 ● 降雪初期における除雪の徹底 ● 都市間連絡道路など重要路線の除雪レベルの向上 ● 凍結によるスリップ事故防止のための路面凍結対策の強化 ● 広域的に円滑な道路交通確保のための道路管理者相互の連携 ● 県有除雪機械と民間協力機械の確保 |
| | ■歩道除雪の実施 ・県、市町村、県民が一体となった通学路などの歩道除雪の実施 ・通学路、駅や公共施設等へ通じる歩行者の多い歩道での重点的な除雪の実施 ・歩行者の多い通学路や主要な駅等に通じる歩道における早朝除雪の実施 ◆冬期の歩行者空間の確保のため市町村が策定する雪みち計画等に対する指導・助言 |
| | ■地域ぐるみ除排雪体制の充実や「雪と汗のひとかき運動」の推進 ◆地域ぐるみ除排雪体制の充実 ・地域ぐるみ除排雪活動における小型除雪機械や除雪機械格納庫整備等に対する助成 ・地域が主体となる歩道除雪活動への小型除雪機械の貸出し ・リーフレットやインターネット等を通じた自宅周辺の歩道除雪に対する啓発 ● 「雪と汗のひとかき運動」による交差点部やバス停付近の歩道除雪の実施 |
| | ■住民へのインターネット等による冬期の防災情報等の提供(再掲) • 富山防災WEBを通じた冬期の防災情報の提供 • 県のホームページを通じた冬期道路情報(降積雪、降雪予測、路面温度等)の提供 |
| | ■ 冬期の円滑な交通を確保するための道路の整備 ・ 堆雪帯や幅員の広い歩道を備えた道路整備(再掲) ※県管理道路のうち堆雪可能な路肩を確保した道路延長 |
| | 【H17:1,095km→H23:1,150km】 • 消融雪施設の計画的な整備や更新等による機能の維持 |
| | ■高齢者等の要支援者等に対する除排雪の支援(再掲) ● ふれあいコミュニティ・ケアネット21への支援(地域住民で構成されたケアネットチームによる除雪への支援) ● 援護が必要な高齢者世帯等が負担する除排雪費用への助成 ⑥ 対象世帯:65歳以上の高齢者一人暮らし世帯等で所得税非課税世帯(・実施方法:屋根雪おろし等に要した費用の市町村を通じた助成) |
| | ■住民等の除雪ボランティア活動の推進(再掲) ・県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会ボランティアセンターによる除雪ボランティア募集、除雪ボランティア活動(登録、保険加入、派遣等)の促進 |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|----------|---|
| (2)雪害防止対 | ■雪崩対策の推進による道路の安全確保 |
| 策の推進 | • スノーシェッドや雪崩防止柵等の整備促進 |
| | • 雪崩発生等による通行止め処理等における迂回路の確保 |
| | |
| | ■山間地住民の安全確保● 雪崩防止柵、防護擁壁等の整備 |
| | ■国朋内正側、内蔵雅型寺の豊浦 |
| | ※雪崩危険箇所における整備箇所数 【H17:14箇所→H23:17箇所】 |
| | - +-+*40 (7+ 1) +4-00444+ |
| | ■なだれ防止林の維持・造成 ************************************ |
| | なだれ防止林の維持・造成 階段工やなだれ防止林を補完する予防柵等の整備 |
| | ● 関文工 でなたれ切正がを開光する プリ州での発展 |
| | ※なだれ危険箇所における整備箇所数 【H17:196箇所→H23:202箇所】 |
| | |
| (3)雪の文化の | ■雪国の伝統的な生活文化の保存・継承 |
| 継承と創造 | ■ 国の伝統はする生活文化の体育・経済● 雪の生活文化(冬の衣食住に関わる生活の工夫など)の整理記録 |
| | ●雪の生活文化の再評価と継承・普及 |
| | |
| | ■雪の文化の創造 |
| | ● 雪に親しみ雪を楽しむ冬の催しへの支援 |
| | • 市町村が開設する雪関連の公開講座等への情報提供 |
| | |
| | ■冬場の観光資源のネットワーク化による通年型観光の推進(再掲) - タの観光さいことの こくのせき |
| | ● 冬の観光キャンペーンの推進 ● 冬場の観光資源の発掘・活用と新たな観光モデルルートの開発・PR |
| | ● 参場の観光員源の発掘・活用と析にな観光モデルルートの開発・PR● 旅行エージェントとのタイアップによる旅行商品の開発促進 |
| | |
| | |

15 県土保全の推進

政策目標 (政策の目指すべき成果)

水害や土砂災害などから県民の生命や財産を守るための施設等が整備され、災害に強い県土が形成されていること。

| 重点施策 | 主な事業等 |
|----------------|---|
| (1)治山対策の 推進 | ■森林の保全 ●公益的機能の維持が特に必要な森林の保安林指定とその維持管理の実施 保安林に指定することによる水源の涵養、土砂流出・土砂崩壊防備機能等、森林の公益的機能の維持増進 ■治山施設の整備 ●山地災害危険度の高い箇所(山地災害危険地区)の治山施設の整備(山腹工、地すべり抑止工・抑制工、治山ダム工など) |
| | ※山地災害危険地区着手箇所数 【H17:1,213箇所→H23:1,246箇所】● 突発的な災害に対応した治山施設の整備● 山地災害発生箇所の調査と、効果的な治山施設の構造等の研究 |
| (2)治水対策の 推進 | ■治水施設の整備 ・築堤や護岸などの河川改修やダム建設 (築堤工、護岸工、川幅拡幅工、放水路工やダムの建設など) ・砂防えん堤、床固工、護岸工の整備 ・地域住民の意見を反映した河川整備計画の策定 ■市街地の浸水対策の促進 ・下水道雨水排水施設の整備促進 ・雨水貯留浸透施設の整備促進 ・農地防災対策の推進(再掲) ・混住化等による排水量増加に対応した農業用排水施設の改修・整備 ■ため池等農業用施設の改修整備(再掲) ・ため池等農業用施設の老朽化に伴う決壊・溢水被害の防止 ・機能障害が発生した取水堰等、緊急対応を要する施設の改修整備 ■自然環境に配慮した河川整備の推進 ・瀬や淵の保全・創出、魚道の整備 ・堤防法面の植生の保全・復元 ■地域住民と協働・連携した河川管理の実施 ・日常管理における地域住民の参加の促進(堤防除草や美化活動など) ・地域住民と協働・連携した河川管理の実施(出水時の浸水・氾濫の状態や不法行為の把握など) |
| | ■既存ダムの再開発● 既存ダムの未利用貯水容量を利用した洪水調節 |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|----------|---|
| (3)土砂災害対 | ■砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備 |
| 策の推進 | ● 砂防設備の整備 |
| | (砂防えん堤工、護岸工など) |
| | - 地すべり対策施設の整備 |
| | (横ボーリングエ、集水井工、抑止杭工など) |
| | - ● 急傾斜地崩壊対策施設の整備 |
| | (擁壁工、法面工など) |
| | |
| | 1 |
| | ※農地地すべり危険箇所の整備箇所数 【H17:41箇所→H23:46箇所】 |
| | ■自然環境に配慮した砂防えん堤や法面保護工の推進 |
| | • 渓流の連続性を確保する透過型砂防えん堤の整備 |
| | • 緑豊かな斜面空間を創出する法面保護工の整備 |
| | (切土面の在来種緑化、既存樹木を残す法枠工や補強土工など) |
| | ■住民等との協働による危険箇所等の点検 |
| | - 地域住民やボランティアと協働で行う危険箇所や砂防設備等の点検 |
| | |
| (4)海岸保全対 | |
| 策の推進 | ● 面的防護方式を基本とし、景観、自然環境、海浜利用等に配慮した海岸保全施設の整備 |
| | (人工リーフ、緩傾斜護岸など) |
| | ■海岸保安林の整備 |
| | ● 飛砂、潮風、強風被災地における海岸保安林の造成 |
| | ※海岸防災林整備延長 【H17:3,382m→H23:4,455m】 |
| | ● 海岸保安林の機能維持の推進 |
| | 「下刈・間伐等の保育管理、植栽の実施) |
| | ■市町村、ボランティア等との協働による海岸清掃 |
| | ● 異常出水時の流木撤去など |
| | |
| (5)公共施設の | |
| 計画的な維持管 | • 橋梁の長寿命化や補修費用の最小化・平準化を図る維持管理計画の策定 |
| 理の推進 | ◆維持管理計画に基づく維持管理の実施 |
| | ● 既存道路の適切な維持管理の実施 |
| | |
| | ■河川管理施設の効果的・効率的な維持管理の推進 |
| | • 河川の特性や重要度に応じた河川維持管理計画の策定 |
| | ● 維持管理計画に基づく維持管理の実施 |
| | ■港湾施設の効果的・効率的な維持管理の推進 |
| | ● 岸壁など港湾施設の長寿命化や利便性向上を図る計画的な維持管理の実施 |
| | ■公共水域の放置艇対策の推進 |
| | - 五人ない。 ● 河川、港湾、漁港における効果的な放置艇対策の推進 |
| | (放置艇保管計画の策定、規制強化など保管施設への誘導策の検討) |
| | |

16 防災・危機管理体制の充実

政策目標 (政策の目指すべき成果)

誰もが高い防災意識を持ち、火災や自然災害はもとより、大規模テロや新型感染症等の新たな危機が万一発生した場合への備えが日頃から整えられていること。

| 重点施策 | 主な事業等 |
|-----------------|---|
| (1)災害に強い | 主 な 事 耒 寺 ■ 災害時の避難場所となる公園の整備 |
| まちづくり | ■ 災害時の避難場所となる公園の整備 ● 周辺住民の避難地及び災害救援活動拠点となる都市公園の整備推進 |
| | ■防災性の高いまちづくりの推進 ・地震被災時に拠点となる公共施設や救護施設となる病院、避難施設となる公立学校の耐震化の促進 ・防災面を意識した土地区画整理事業の推進 ・市街地再開発事業による密集市街地の整備改善 ・電線類の地中化 ・耐震診断及び耐震改修の支援による既存住宅等の耐震化の促進 |
| | ■災害に強い道路の整備● 災害時に緊急通行確保路線となる道路の防災対策や代替路の整備促進● 橋梁等の耐震対策の整備促進 |
| | ■火災予防対策の推進 ● 消防設備士や危険物取扱者に対する法定講習の実施 ● 防火管理者やホテル・旅館従事者に対する防火管理講習の実施 |
| (2)防災情報の 共有化 | ■災害関連情報の一元的提供 ・ 県総合防災情報システムによる防災関係機関に対する災害関連情報の一元的提供 ・ 気象情報、雨量・河川水位などの防災関連情報の一元的提供 ・ GIS(地理情報システム)の導入やデジタル画像の表示による、視覚的にわかりや すい情報の提供 ・ 土砂災害警戒情報システムの整備 |
| | ■災害時の通信手段の確保 ・全国瞬時警報システム(J-ALERT)に対応した市町村同報系防災行政無線の整備促進 ・震度情報ネットワークシステムの更新 老朽化した震度情報ネットワークシステム(H8整備)の更新 |
| | ■住民への防災情報の提供● 富山防災WEB(インターネット、携帯電話)やケーブルテレビによる情報提供 気象、河川水位等の防災情報の提供● 浸水想定区域の指定及び洪水ハザードマップの作成支援● 土砂災害警戒区域の指定・周知 |
| | ※土砂災害警戒区域指定区域数 【H19.2:422区域→H23:4,837区域】 |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|---------------|--|
| (3)防災活動拠 | 上の事業等 ■防災活動拠点の整備 |
| 点等の整備 | - 内久石動成派の主備 • 防災拠点施設の整備 |
| ぶせの 歪岬 | ● 国、市町村等の防災活動拠点とのネットワークの形成 |
| | |
| | ■医療救護など救援・救護体制の整備 |
| | 災害派遣医療チーム(DMAT)の活動支援 |
| | • 災害救助物資の備蓄、供給システムの整備 |
| | • 医薬品等の供給体制の確保 |
| | |
| | ■緊急交通・輸送体制の整備 |
| | 災害時に緊急通行確保路線となる道路の防災対策や代替路の整備促進橋梁等の耐震対策の整備促進 |
| | * 個末寺の側展刈水の正開促進 |
| | ■緊急時臨時離着陸場等の確保 |
| | • 消防防災へリコプターの有効活用の推進 |
| | • 飛行場外離着陸場や孤立集落対策としての緊急時臨時離着陸場の確保 |
| | |
| | ■被災建築物の応急危険度判定活動の確保 |
| | ◆被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の育成・登録 |
| | |
| (4)自主防災組 | ■家庭や地域における防災意識の高揚 |
| 織の充実等地域 | ● 防災講演会の開催 |
| 住民による防 | • 住民参加による総合防災訓練の実施 |
| 災・救急活動の | • 啓発用パンフレットの配布等による啓発 |
| 推進 | |
| | ■子どもの防災意識の向上 |
| | 防災広報パンフレットの配布による啓発 |
| | ・子校女生計画に基づく例及教育の実施 ・子ども砂防教室の開催 |
| | ・ 小学生火災予防研究発表大会の開催 |
| | ◆ 小中学生防火ポスターの募集 |
| | |
| | ■自主防災組織の育成強化 |
| | • 自主防災組織の資機材整備に対する助成(H17~H21) |
| | ※防災用資機材助成自主防災組織数 【H17:54組織→H23:829組織】 |
| | ● 自主防災組織リーダー研修等の開催 |
| | |
| | ■災害時要援護者対策の充実 |
| | 災害時要援護者を支援する仕組みづくりへの助成(H17∼H19) |
| | ● 一人暮らし高齢者等に対する除雪支援等対策の充実 |
| | ■住宅用火災警報器の設置促進 |
| | - 『ロースス』 |
| | A SINGLE PROPERTY OF THE PROPE |
| | ■応急手当法の普及・啓発 |
| | ● 県有施設への自動体外式除細動器(AED)の設置 |
| | ・心肺蘇生法(AEDの使用を含む)の普及・啓発 |
| | |
| | |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|----------------|--|
| | ■災害救援ボランティア活動の充実 ● 災害に備えた関係機関との連携促進 ● 災害ボランティアやコーディネーターの養成 ・災害救援ボランティア研修の開催 ・学生災害救援ボランティア養成講座への支援 |
| (5)消防体制の充実 | ■地域の消防力強化 ・市町村消防広域化推進計画の策定 ・消防学校の整備 ・消防学校の整備 ・消防・救急資機材の高規格化の推進 ・大規模災害や特殊災害等に対応できる高度な資機材・車両の導入への支援(災害対応特殊化学消防ポンプ自動車、災害対応特殊救急自動車等) ■救急業務の高度化の推進 ・県救急業務高度化推進協議会の開催 ・各医療圏のメディカルコントロール協議会の活動への支援 ・気管挿管、薬剤投与など高度な救命処置が実施できる救急救命士の養成への支援 ■消防団の活性化 ・消防団への参加促進や消防団活動への理解を深めるための啓発 ・消防団協力事業所表示制度の普及、消防団活動支援事業所の表彰 ・消防団活動環境の整備への支援 |
| (6)国民保護制度の普及啓発 | ■国民保護制度の県民への普及啓発と実践的な訓練の実施 ・国民保護研修会・講演会の開催(H17~) ・国民保護図上訓練・実動訓練の開催(H17~) ■初動連絡体制の迅速な確立と着実な初動措置の実施 ・夜間・休日の県職員24時間宿日直体制の充実(H16/12~) ・全国瞬時警報システム(JーALERT)の整備(H19) ■国、隣接県、市町村及び指定公共機関等関係機関相互の連携の強化 ・全国都道府県における国民保護に関する広域応援協定の締結 ・中部ブロック(9県1市)の応援協定の締結 |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|----------|---|
| (7)総合的な危 | ■新たな個別危機事案に対応した個別マニュアルの整備 |
| 機管理体制の整 | |
| 備 | ■危機管理分野における人材育成 |
| | • 職員の意識啓発、研修の充実 |
| | ■危機管理基本指針に基づく迅速な対応 |
| | • 危機管理情報の収集と危機管理連絡会議の開催 |
| | • 室部局横断的に対応する危機管理対策本部の設置 |
| | ● 国民保護計画、地域防災計画等と連携した訓練の実施 |
| | ■新型インフルエンザ等の発生予防・まん延防止対策等 |
| | 新型インフルエンザ対策行動計画に基づいた防疫体制や医療体制等の整備推進、検疫等の関係機関との連携強化 |
| | 新型インフルエンザ治療薬の備蓄 |
| | ■家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策 |
| | 高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の急性の家畜伝染病に対し、巡回指導や検査の強化、 発生を想定した防疫演習を実施 |
| | ● BSEにおけるトレーサビリティー制度や全頭検査等人獣共通感染症への検査強化 |

17 防犯対策の推進による安全なまちづくり

政策目標 (政策の目指すべき成果)

犯罪の起こりにくい環境づくりを進め、誰もが安全で安心して暮らせる社会が実現されていること。

| 重点施策 | 主な事業等 |
|------------------------------|--|
| (1) 犯罪に強い 安全なまちづく りの推進 | ■安全なまちづくり推進活動の充実 「地区安全なまちづくり推進センター」の設置支援 「地区安全なまちづくり推進センター」の運営や地域安全マップ作製、青色回転灯装備車などの活動への支援 安全なまちづくり事業参画者に対する研修会の実施(「富山安全なまちづくりカレッジ」の開講(H19~)) ※「安全なまちづくりカレッジ」開催数 【H18:0回→H23:年2回】 |
| | ■自主防犯活動に対する支援 ●民間パトロール隊に対する資機材等の助成 ●防犯情報の提供 ●防犯サポーターによる防犯パトロール活動への指導 ●防犯教室の開催 ●防犯ボランティアリーダー(スーパーバイザー)の育成(平成19~21年度各年度40名ずつ計120名) ●無施錠被害防止啓発活動の推進 ■防犯上の指針による環境整備 |
| | ● 住宅、住宅団地、道路などの防犯上の指針の普及・啓発 (「安全なまちづくり・とやま賞」による優良事例の顕彰、PR) ■重点的な防犯活動の推進 ● 伏木富山港周辺における各種違法事案の取締り ● 「犯罪追放セーフティゾーン」活動への支援 |
| (2)児童等の安全の確保 | ■学校等への不審者の侵入防止対策の推進 ・教職員の安全対応能力向上のための防犯訓練の実施 ・防犯カメラ、インターホンなど防犯設備の整備 ■地域の見守り活動への支援 ・学校安全パトロール隊に対する研修の実施 ・スクールガード・リーダーによる学校及び学校安全パトロール隊への防犯指導等 ・地域ぐるみの防犯訓練など実践的なモデル事業の実施(H14〜 県内1か所) ・地域安全重点地区における資機材等の整備への助成 |
| | ■安全教育の推進●子ども安全サポーターによる児童等を対象とした参加・体験型の実践的な防犯教室の開催●通学路の安全点検の実施●子ども自身の参加による地域安全マップや通学安全マップの作成 |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|----------------|---|
| | ■子どもの安全に関する情報の共有化 |
| | ● 教育ネットによる不審者情報等のメール一斉配信システムの整備、運用(H17~) |
| | |
| (0) 数 宏 松 45 0 | - 敬中男性の引 子がた 専供 |
| (3)警察機能の 充実 | ■警察署等の計画的な整備 ・ 警察署の再編及び老朽施設の計画的な整備 |
| | ・ |
| | ◆ 交番・駐在所の計画的な整備 |
| | |
| | ■若手警察官の早期戦力化を目指した人的基盤の強化 |
| | 事件捜査や現場鑑識に関する高度な専門知識と技術の習得による若手警察官の早期戦力化 承・剣道、逮捕術のレベルアップによる現場対応力の向上 |
| | ・各種事件現場を想定した実戦的な訓練等による現場執行力の強化 |
| | |
| | ■不正輸出入防止対策等の推進 |
| | • 税関及び海上保安庁等と連携した盗難車両等の不正輸出防止対策 |
| | ● 薬物等の不正輸入の水際対策の推進 |
| | ■捜査基盤の充実強化 |
| | • DNA鑑定等最先端の科学技術が活用可能な環境の整備 |
| | • 通信指令システムの高度化 |
| | ●情報セキュリティ対策の推進申書類の共体系機+の数据 |
| | ● 捜査関係装備資機材の整備 |
| | ■犯罪の質的変化等への対応 |
| | • 広域化、巧妙化など、犯罪の質的変化への対応 |
| | 来日外国人犯罪対策等の組織犯罪対策(国際捜査官、部内通訳人の計画的育成) |
| | ※部内通訳人 【H17:32人→H23:48人】 |
| | ・オークション詐欺等インターネット利用犯罪対策の推進 |
| | • 留置施設の過剰収容状態の改善による迅速かつ効率的な捜査基盤の充実強化 |
| | 交番機能の充実 |
| | (交番相談員の拡充) ● 警察安全相談体制の強化 |
| | ロンクエルの代表の |
| | ■少年の非行防止と立ち直り支援 |
| | • 少年の非行防止と立ち直り支援活動の推進 |
| | ■犯罪被害者支援活動の充実 |
| | 被害者支援団体への支援 |
| | |

18 生活の安全の確保

政策目標 (政策の目指すべき成果)

誰もが日常生活において、交通事故、悪質なセールス、医薬品の安全性などに不安を感じる ことなく、安心して生活を送っていること。

| 里に加束・土は事業等 | | |
|------------|--|--|
| 重点施策 | 主な事業等 | |
| (1)交通安全思 | ■交通安全教育の推進 | |
| 想の普及と道路 | ● 関係機関、団体と連携した参加・体験・実践型交通安全教育の実施 | |
| 交通環境の整備 | 「・シルバードライビングスクール 」 | |
| | (・交通安全いきいき教室の開催) | |
| | • 運転免許更新時等における運転者教育の充実 | |
| | • 交通事故分析の高度化による効果的な交通安全教育の推進 | |
| | ■交通安全思想の普及 | |
| | ■ 久通女主心恋の自及● 各季の交通安全運動の実施 | |
| | ・ 石字の文庫ダ王建勤の夫旭・ 交通ボランティア等と連携した街頭キャンペーン、各種広報媒体を活用した広報啓発活動の | |
| | * 文庫パランティア 寺と建物 Uた関頭キャン・、 ン、 日程四報 XX 体を治用 Uた四報告先治勤の 推進 | |
| | 交通安全母親活動指導事業への支援 | |
| | ◆ 交通安全情報の幅広い提供 | |
| | | |
| | ■高齢者事故防止対策の推進 | |
| | • 交通安全アドバイザーによる高齢者の意識啓発 | |
| | • 「たっしゃけ 気つけられ工運動」(高齢者事故防止運動)等の実施 | |
| | | |
| | ■シートベルト・チャイルドシート着用指導の推進 | |
| | • 後部座席を含めた全座席でのシートベルト着用指導の推進 | |
| | ● チャイルドシートの正しい利用と着用指導の推進 | |
| | ■交通安全施設整備の推進 | |
| | 交通管制センターの高度化 | |
| | ● 交通信号機の高度化改良 | |
| | 信号灯器(車両・歩行者用灯器)のLED化 | |
| | ● 高度道路交通システム(ITS)の整備 | |
| | (光ビーコンの整備等) | |
| | | |
| | ■安全な歩行空間等の整備 | |
| | • 通学路の集中する学校周辺の一定エリア及び歩道未設置通学路などの危険箇所における安全 | |
| | 対策(歩道の整備、路肩の拡幅)の実施 | |
| | • 事故危険箇所における交差点改良等の事故対策の実施 | |
| | ■交通指導取締り等や街頭交通監視活動の強化 | |
| | • 交通指導員等のボランティアによる街頭監視活動の強化 | |
| | • 飲酒、速度違反、放置駐車違反等交通違反の取締りの実施 | |
| | 「・飲酒、速度違反取締装備資機材の整備 | |
| | ・放置駐車車両確認事務の民間委託の推進 | |
| | 偽造防止等を図るための運転免許証 I Cカード化の推進 | |
| | | |
| | | |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|---------------------|---|
| | ■交通事故被害者対策の推進 |
| | • 交通事故相談の実施 |
| | ● 交通遺児等激励事業の実施 |
| | |
| (1) 洪弗老の史 | = : *** *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** |
| (2)消費者の安全の確保 | ■ 消費者保護対策の推進 • 不当な取引行為等を行う事業者に対する効果的な指導等の実施 |
| 土の唯体 | ・「北陸三県悪質事業者対策会議」を通じた広域的な悪質業者への指導等) |
| | ・誇大広告や虚偽広告の監視・指導の実施 |
| | ● 製品苦情処理のための原因究明テスト、商品試買テスト等の実施 |
| | • 生活関連物資の価格等の調査・監視の実施 |
| | |
| | ■消費者教育・啓発の推進 |
| | •「くらしの安心ネットとやま」による啓発活動等の推進 |
| | • ライフステージに応じた消費者講座の開催 |
| | ・ 高齢者等を対象とする啓発講座「くらしの相談会」の開催など ・ 夏休み親子生活科学教室の開催 |
| | ・ 「それの祝丁王/147子教主の開催 ・ 消費生活情報誌「くらしの情報とやま」の発行など、消費生活に関する情報の提供 |
| | ● 消費者大会や消費生活展の開催 |
| | 7,320,420,420,77,31,420,77,4 |
| | ■消費生活相談機能の充実 |
| | • 県消費生活センターの相談機能の充実 |
| | • 県消費者協会が行う相談業務に対する支援 |
| | ■市町村の消費生活相談機能向上への支援 |
| | ■川町村の府賃主活柏設機能向上への支援 ● 県消費生活センターでの実践的な実地研修の開催等 |
| | - 元/万兵工/1 ピン クー ての大阪にいい大地が1000万11世代 |
| (2) 医磁口协会 | (医茨里西克科西班里) |
| (3)医薬品や危 険物の安全性の | (医薬品の安全性の確保) ■薬事衛生教育の推進 |
| 保保 | - 「「「「「」」」 ● 消費者に対する医薬品等の正しい知識の普及啓発 |
| | 薬物乱用対策の推進 |
| | |
| | ■医薬品の安全情報収集提供体制の整備 |
| | ● 医薬品製造販売業者の製造販売後安全管理業務の監視指導 |
| | • とやまのくすり情報ライブラリーの構築・運営に対する支援 |
| | ■医薬品等の製造及び品質管理体制の充実 |
| | ● 医薬品等関係施設の監視指導 |
| | 医薬品製造販売業者等に対する講習会の開催や技術相談指導の充実 |
| | |
| | |
| | (危険物等の安全性の確保) ■高圧ガス及び火薬類等の安全管理の推進 |
| | ■同圧ガス及び火業親等の女主官珪の推進 ・ 高圧ガスの製造、販売、貯蔵事業所に対する保安指導及び自主保安活動の推進 |
| | (環境保全技術・ノウハウの伝承等の推進(H19)) |
| | ・ 火薬類の取扱事業者及び電気工事業者に対する保安指導等の推進 |
| | |
| | ■毒物劇物等の安全管理の推進 |
| | • 毒物劇物製造・輸入・販売業者等に対する監視指導 |
| | |

| 重点施策 | 主な事業等 |
|----------|--|
| (4)衛生的な生 | ■生活衛生関係営業施設の衛生管理指導の充実 |
| 活環境の確保 | ● 生活衛生関係営業施設に対する監視指導 |
| | ※生活衛生関係営業施設監視件数(富山市を除く)【H17:823件→H23:800件】 |
| | 公衆浴場施設整備改善に対する助成生活衛生同業組合等に対する指導 |
| | ■飲料水衛生対策の推進 |
| | ■シックハウス症候群に関する相談体制の整備 ● 「室内空気化学物質の相談マニュアル」に基づく相談及び化学物質等の測定の実施 |

元気とやま創造計画アクションプラン

発 行 平成19年6月 発行者 富山県(知事政策室総合計画担当) 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL 076(431)4111 県ホームページアドレス http://www.pref.toyama.jp/

